

きずなの花(百日草)プロジェクト イメージ図

ひとりじゃないよ 誰かに 相談しよう

# 新発田市民のきずなを深め 「いのち」を守る行動計画 (第三次)

令和6年3月  
新 発 田 市

## はじめに



新発田市は、新潟県内ではいち早く、自殺対策を総合的に推進し、自殺を防止するとともに、市民一人ひとりが「いのち」の大切さを認め合い、市民みんなで支え合うまちづくりの実現のため、平成23年6月に「新発田市民のきずなを深め『いのち』を守る条例」を制定しました。

あわせて、「新発田市民のきずなを深め『いのち』を守る行動計画（第一次行動計画）」を平成24年8月に、「第二次行動計画」を平成29年3月に、それぞれ策定し、市民や関係団体の皆様と一体となり対策に取り組んでまいりました。

しかしながら、誰も予測すらできなかった新型コロナウイルス感染症の流行を境に、国内の自殺者数は増加傾向に転じており、その数は交通事故による死亡者数の実に6倍程度もの数に上るとのデータもあります。

新発田市も決してこの例外ではなく、普及啓発の推進、関係団体等との連携、自殺予防のための相談体制の整備などの取組にもかかわらず、残念ながら、依然として毎年20人前後の方が自らの命を絶っている状況が続いています。

こうした現状を踏まえ、より一層、総合的かつ効果的に自殺対策を推進するため、令和6年度から令和8年度までを期間とする「第三次行動計画」を策定しました。

この計画では、自殺へと追い込まれるご本人の苦しみや孤独（孤立）、そして、残される周囲の方々の心の傷を一つでも未然に防げるよう、ありとあらゆる手段で取組を進めるとともに、特に、当市において自殺者数の多い若年者と高齢者への対策に重点を置くなど、より実効性の高いものとしています。

自殺は、単に個人のみの問題ではなく、複雑に絡み合った社会的要因に起因して、引き起こされるものです。

誰一人自殺に追い込まれることのない社会の実現、すなわち自殺対策は「生きる支援」ととらえ、市の将来都市像「住みよいまち日本一 健康田園文化都市・しばた」の実現を目指します。

最後に、本行動計画策定にあたり、ご尽力いただきました「新発田市民のきずなを深め『いのち』を守る会議（自殺対策会議）」の委員及びワーキングチームの皆様にご心から感謝を申し上げます。

令和6年3月

新発田市長 二階堂 馨

# 目 次

## 第1章 計画の基本的な考え方

- 1 これまでの経過 . . . . . 1
- 2 計画の位置づけ . . . . . 2
- 3 計画の期間 . . . . . 2
- 4 計画の推進体制 . . . . . 2
- 5 計画の数値目標及び評価指標 . . . . . 3

## 第2章 新発田市における自殺の現状

- 1 自殺者数・自殺死亡率の推移 . . . . . 4
- 2 5年ごとの比較 . . . . . 6
- 3 自殺者を取り巻く状況 . . . . . 7
- 4 こころの健康に関する市民の意識 . . . . . 9

## 第3章 第二次計画の振り返りと課題

- 1 目標の達成状況 . . . . . 11
- 2 課題 . . . . . 13
- 3 事業の経過 . . . . . 14

## 第4章 計画の推進

- 基本目標及び基本方針・重点事項 . . . . . 18
- 1 基本目標 . . . . . 19
- 2 基本方針 . . . . . 19
- 3 重点事項における関連対策の具体的な取組 . . . . . 20
- 4 自殺の危険性が高まる重点対象への働きかけ . . . . . 21
- 5 総合的な取組 . . . . . 22

- 関係資料 . . . . . 34

# 第1章 計画の基本的な考え方

## 1 これまでの経過

わが国の自殺者数は、平成15年をピークに3万人台から2万人台へと減少しましたが、令和2年に再び増加に転じて以降は2万人強で推移しています。また、未成年者の自殺者数は増え続けています。

新発田市においても、自殺者数は長期的には減少傾向ですが、年間20名前後で推移しています。

国は、平成28年に自殺対策基本法を改正し、地方自治体に自殺対策行動計画の策定を義務付けましたが、新発田市では、それに先駆けて平成23年に「新発田市民のきずなを深め『いのち』を守る条例」を制定し、翌平成24年には「第一次行動計画」を策定しています。

自殺は、その多くが追い詰められた末の結果であり、個人のみの問題ではなく、背景に様々な社会的要因があることから、自殺を予防するには、社会全体での包括的な取組が必要です。

当市の行動計画は、条例に掲げるとおり、新発田市民が「いのち」の大切さを認め合い、ともに支え合う社会をつくり上げ、誰一人自殺に追い込まれることのない地域社会の実現を目指します。

このことは、SDGs（持続可能な開発目標）が掲げる「誰一人取り残さない」という理念にも通じるものとなっています。

これまでの第一次計画においては、自殺対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的方向を定め、心身ともに健康で生き抜く力を養い、「安全・安心のまち」づくりの実現を目指し、第二次計画においては、地域の連携強化を図り、支援体制の充実など、自殺対策を「生きる支援」ととらえ対策の推進を図ってきました。

第一次、第二次計画を振り返ると、相談の敷居を下げていくことが課題であったことから、第三次計画は、さらに「相談しやすいまち」づくりに向け、特に若者と高齢者を重点対象と位置付けた、より実効性の高いものとし、確実な成果向上を目指します。

図1 SDGs（持続可能な開発目標）の当計画に関連するロゴ



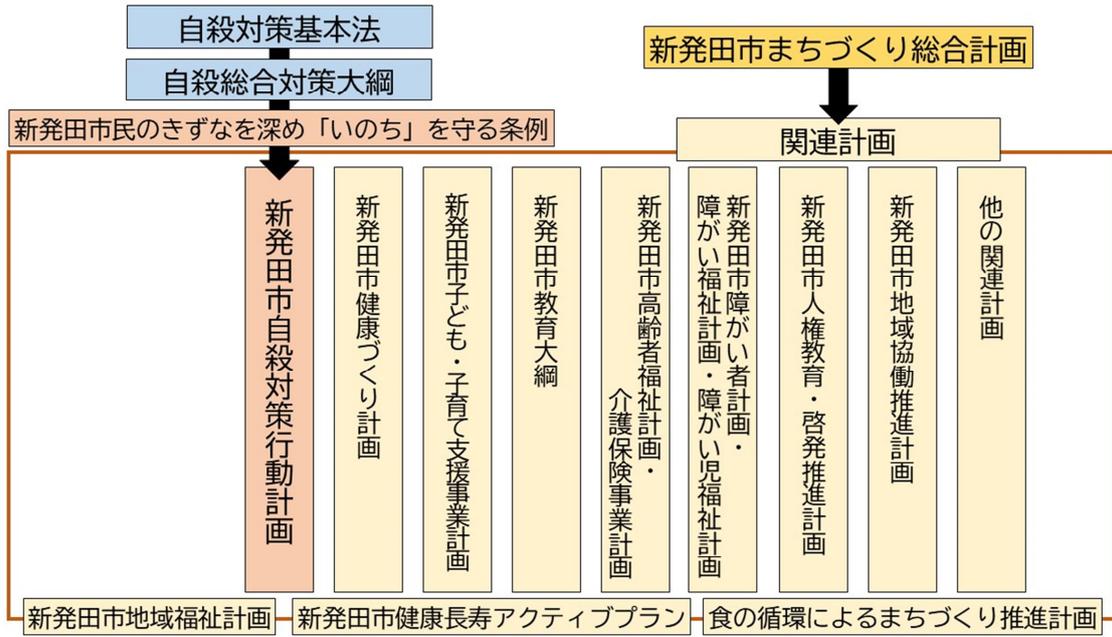
\*用語の取扱について

本計画では、自ら命を絶つ行為、人をそれぞれ「自殺」、「自殺者」と表記します。

## 2 計画の位置づけ

改正自殺対策基本法、自殺総合対策大綱及び「新発田市民のきずなを深め『いのち』を守る条例」を根拠とし、上位計画である「新発田市まちづくり総合計画」をはじめ、健康、教育、子育て、福祉、介護等に関する関連計画との整合性を図り策定するものです。

図2 計画の位置づけ



## 3 計画の期間

計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

なお、自殺対策基本法又は自殺総合対策大綱が見直された場合等においては、必要に応じて見直しを行うこととします。

図3 国・新発田市の動向

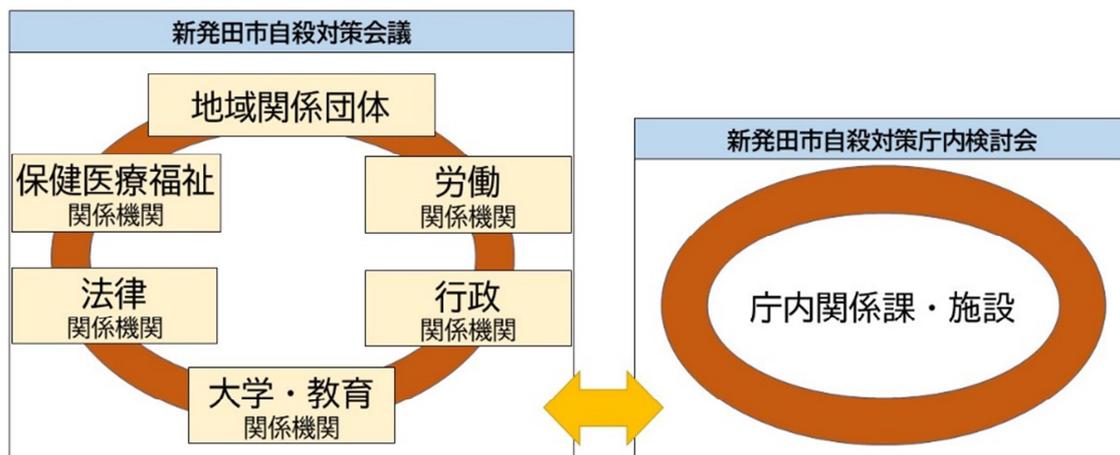
年	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
国	自殺対策基本法											改正									
	自殺総合対策大綱				自殺総合対策大綱				自殺総合対策大綱				自殺総合対策大綱								
新発田市	新発田市民のきずなを深め『いのち』を守る条例																				
	第一次行動計画				第二次行動計画				第三次行動計画												

## 4 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、新発田市自殺対策会議（以下「自殺対策会議」という。）を構成する各機関・団体が中心となって、各々の役割を果たすとともに、相互に緊密な連携・協力を図りながら、市民と行政が一体となって総合的かつ効果的に推進します。

計画の進捗状況等については、自殺対策会議において、年度ごとに確認及び評価を行います。

図4 計画の推進体制



## 5 計画の数値目標及び評価指標

第三次計画の目標値は、未達成であった第二次計画の目標値を引き継ぐこととし、「令和2年から令和4年まで」の3か年の自殺死亡率(人口10万対)の平均値である21.7を基準値とし、「令和4年から令和6年まで」の3か年の平均値15.0を目指します。なお、最終評価時には、過去20年間の平均減少率年2.61%と各年の変動率との比較についても評価を行います。

また、数値目標を達成するために2つの評価指標を設定します。

### 【数値目標】

指標	基準値	目標値
自殺死亡率 (人口10万対)※1	21.7 (令和2～4年の平均)	15.0 (令和4～6年の平均)

(資料：厚生労働省 「人口動態統計」)

※1 自殺死亡率：人口10万人当たりの自殺による死者数

### 【評価指標】

	指標	基準値	目標値
1	困っているときに大人に相談できる子どもの割合	令和6年度調査値	基準値より向上
2	毎日の生活への満足を感じている高齢者の割合	94.6% (令和4年度)	現状維持

(資料：1「新発田市食育アンケート調査(中学3年生)」

2「新発田市後期高齢者健康診査質問票」結果)

## 第2章 新発田市における自殺の現状

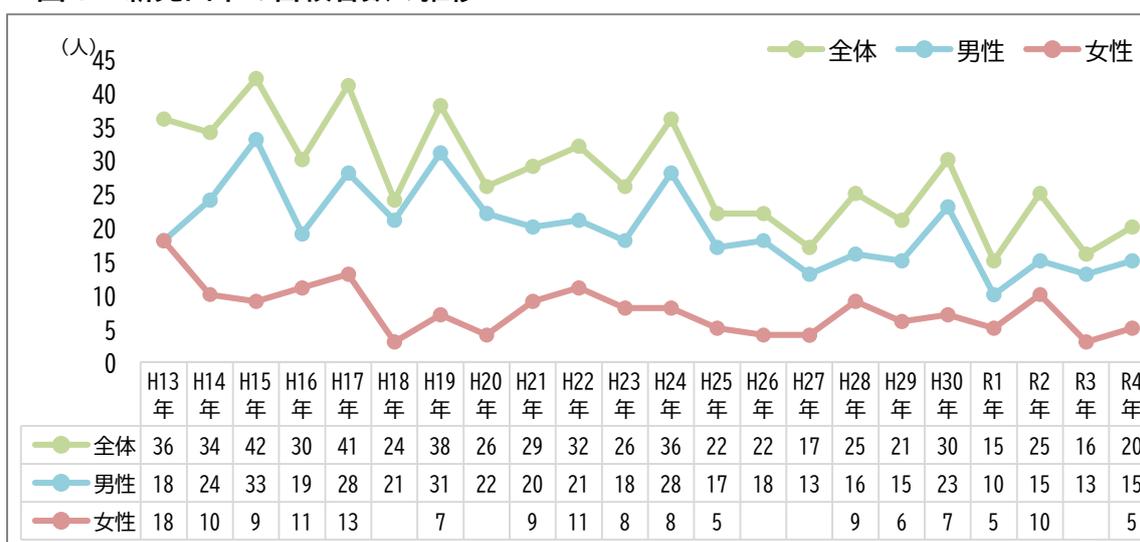
### 1 自殺者数・自殺死亡率の推移

自殺者数は、平成13年以降の10年間は年間30人前後で推移してきました。その後は、年によって増減はあるものの緩やかに減少傾向にあり、直近の10年間では年間20人前後となっています。なお、男性が全体の約7割を占めています。

また、自殺死亡率については、令和4年は、当市21.5に対し、「新潟県」19.4、「全国」17.4でした。

回帰分析の結果、3か年平均値は平成13年から令和3年まで右肩下がり減少しており、最新の「令和2年から令和4年まで」の3か年平均値は21.7でした。

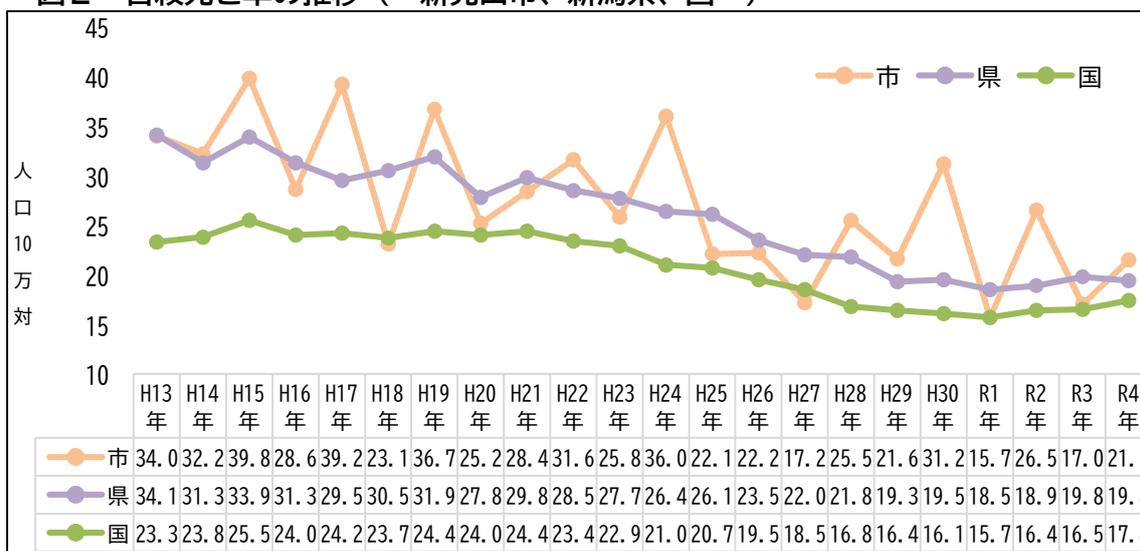
図1 新発田市の自殺者数の推移



(資料：厚生労働省「人口動態統計」)

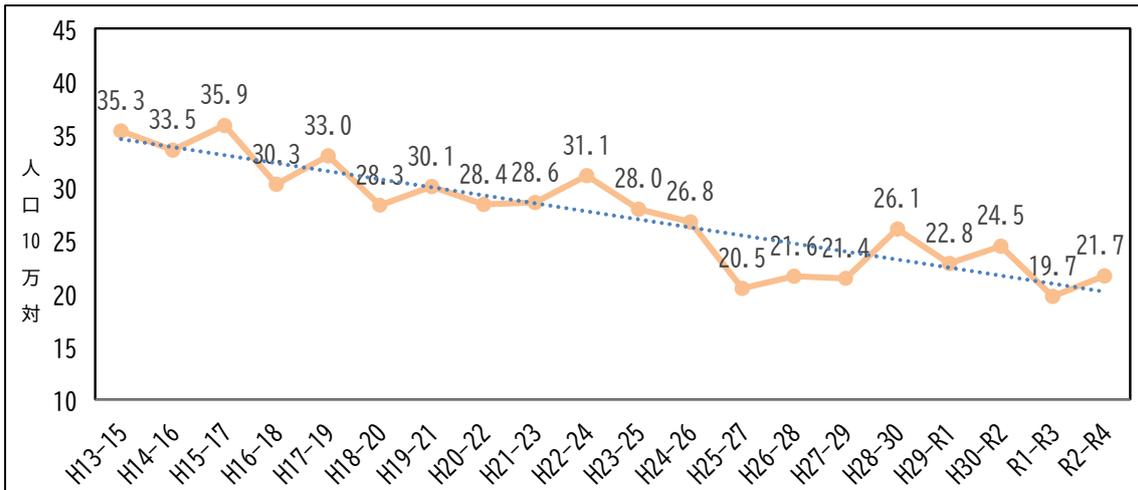
\* 5人未満の人数は、個人の識別につながる可能性があるため記載しません。

図2 自殺死亡率の推移 ( 新発田市、新潟県、国 )



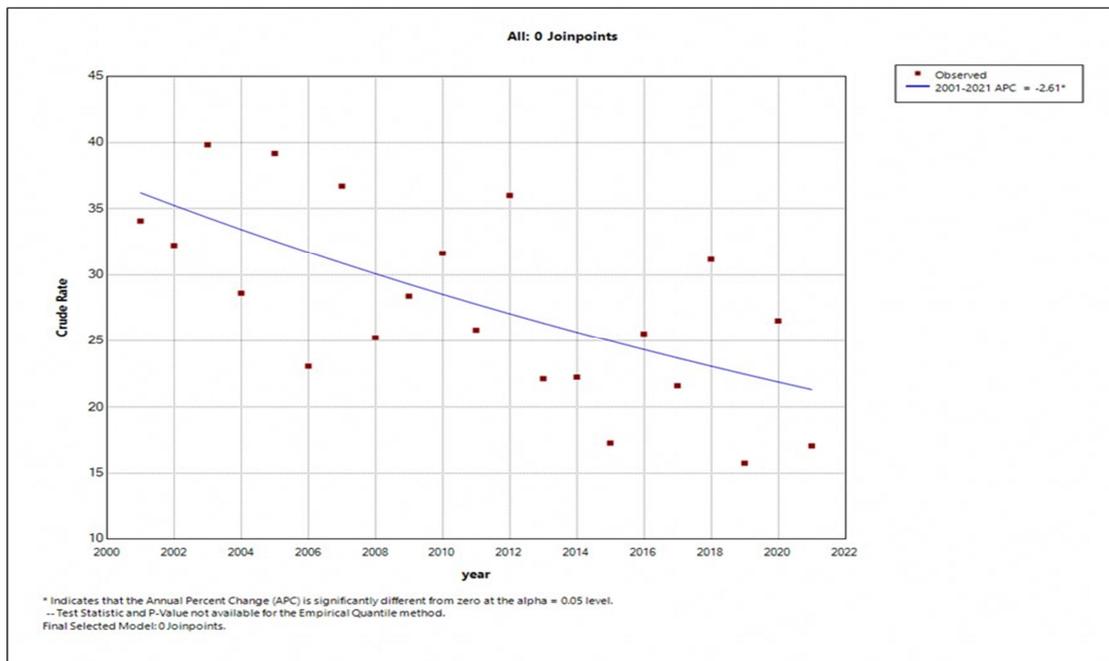
(資料：厚生労働省「人口動態統計」)

図3 3か年平均による自殺死亡率の推移



(資料：厚生労働省「人口動態統計」)

図4 新発田市自殺死亡率の推移 (2001-2021のJoinpoint 回帰分析)



(データ解析・作成：東京都立大学 勝又陽太郎 准教授)

## 2 5年ごとの比較（平成25年から平成29年まで、平成30年から令和4年まで）

過去10年を前半5年と後半5年とに分けて比較した場合は、「平成25年から平成29年まで」の自殺者数は109人で、「平成30年から令和4年まで」は110人です。

性別でみると、男性が7割、女性が3割でした。

年代別でみると、総数（男女）では「80歳以上」が多く、「30歳代」や「70歳代」で増加が見られました。男性は、「30歳代」が増加し、「40歳代」から「60歳代」までは減少しました。女性は、「60歳代」以降が多い状況です。

図5-1 自殺者数の5年ごとの比較（総数（男女））

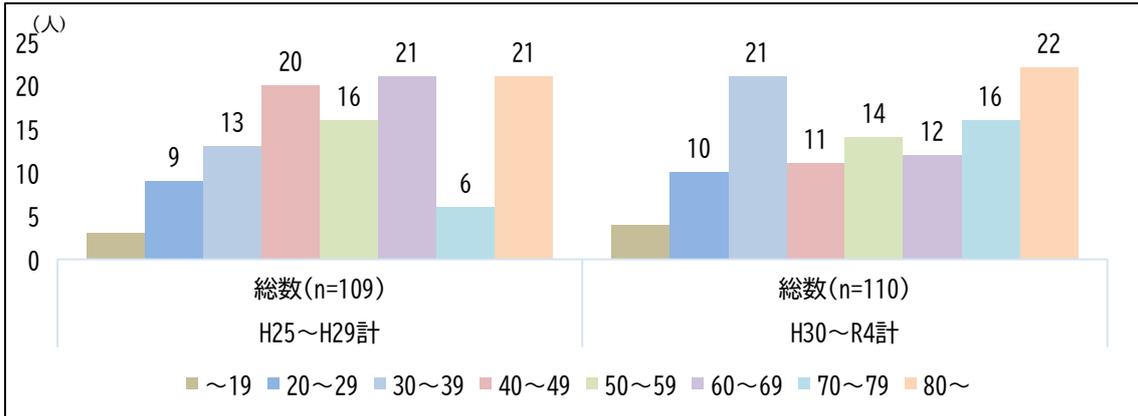


図5-2 自殺者数の5年ごとの比較（男性）

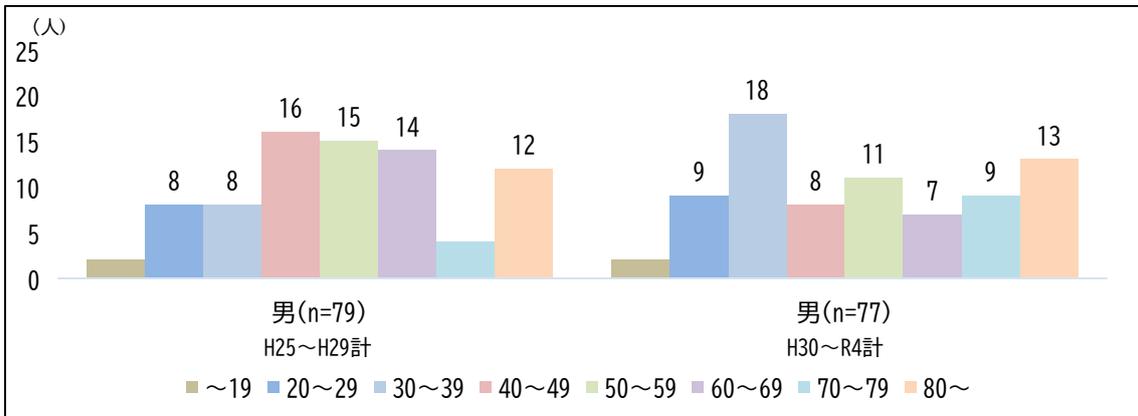
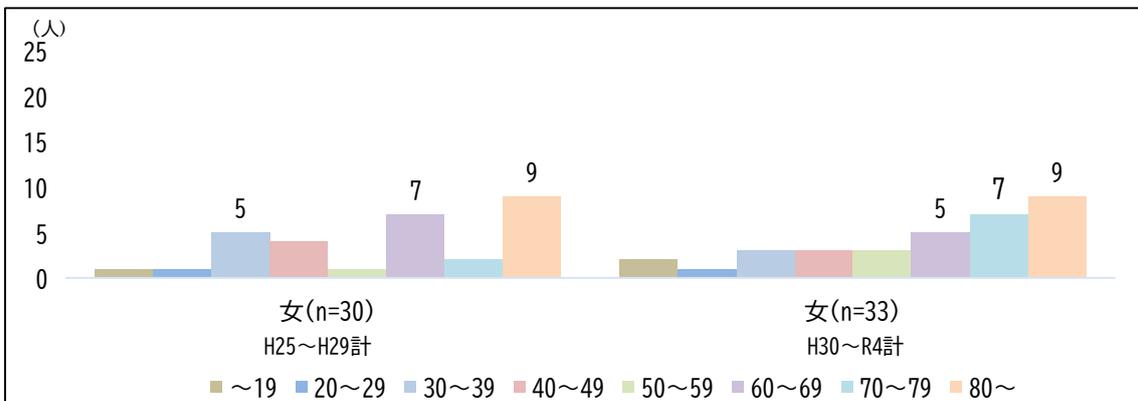


図5-3 自殺者数の5年ごとの比較（女性）



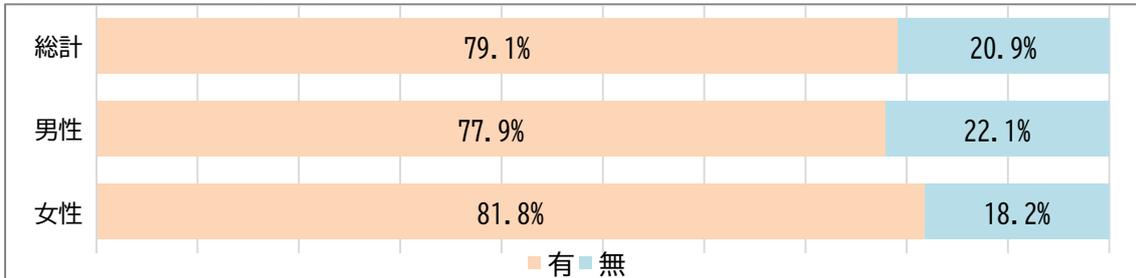
（資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」）

### 3 自殺者を取り巻く状況

#### (1) 同居人の有無

同居人がいた割合は79.1%で、このうち男性は77.9%、女性は81.8%でした。

図6 自殺者の同居状況

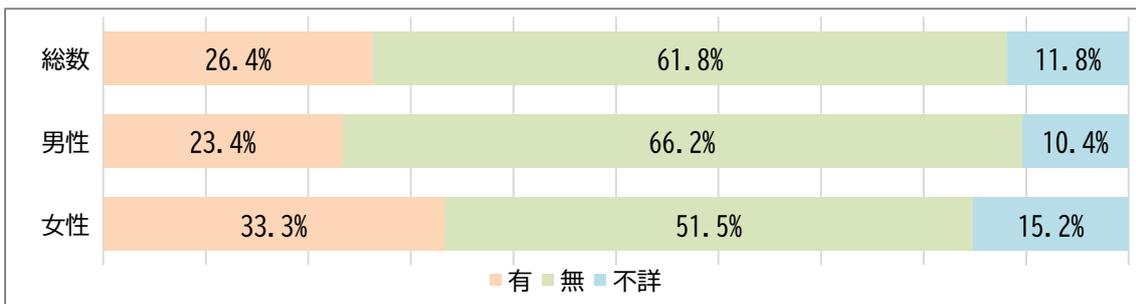


(資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料（H30～R4年累計）」)

#### (2) 自殺未遂歴の有無

自殺未遂歴のあった人は26.4%で、このうち男性は23.4%、女性は33.3%でした。

図7 自殺未遂経験の状況

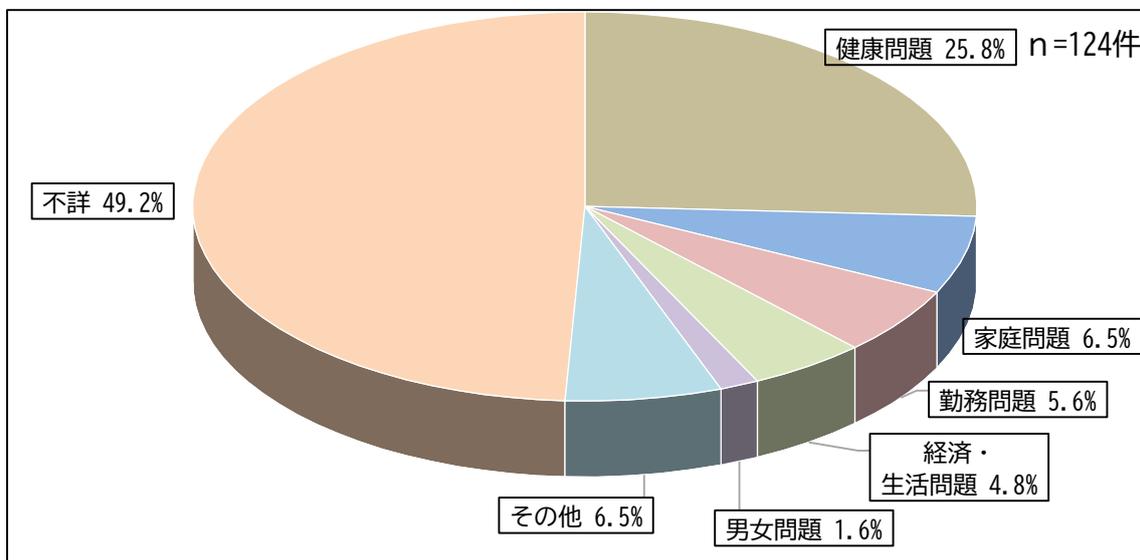


(資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料（H30～R4年累計）」)

### (3) 原因・動機

自殺の原因・動機は、「不詳」が最も多く49.2%、次いで「健康問題」25.8%、「家庭問題」6.5%、「勤務問題」5.6%の順でした。

図8 自殺の原因・動機（延件数）



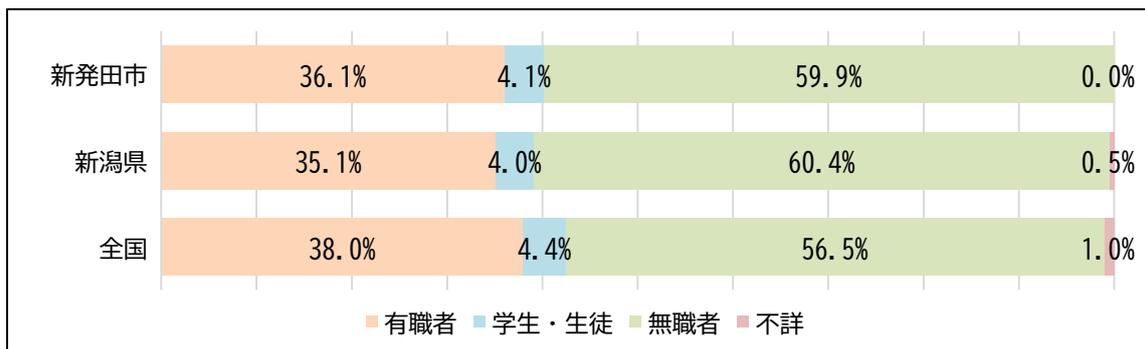
（資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料（H29～R3年累計）」）

\* 令和4年から集計方法が変更となり、遺族等の聞き取りも可能となったため、令和4年は本統計には含めません。

### (4) 職業

自殺者の職業は、「無職者」59.9%、「有職者」36.1%でした。

図9 職業別にみた自殺者割合



（資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料（H29～R3年累計）」）

## 4 こころの健康に関する市民の意識

### (1) こころの体温計 アクセス数の状況

平成 24 年度から導入した「こころの体温計」は、自分自身で行えるメンタルヘルスチェックシステムです。令和 4 年度の利用件数は、11,752 件でした。

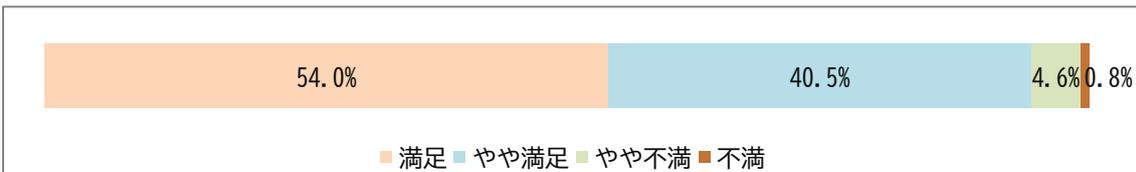
表 1 こころの体温計 アクセス数

	H30 年度	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度
アクセス合計数	17,435	14,519	14,565	10,553	11,752

### (2) 毎日の生活に対する満足度

75 歳以上に実施している健康診査時のアンケート結果によると「毎日の生活に満足している」「やや満足している」と回答した人は 94.5% でした。

図 10 毎日の生活への満足度

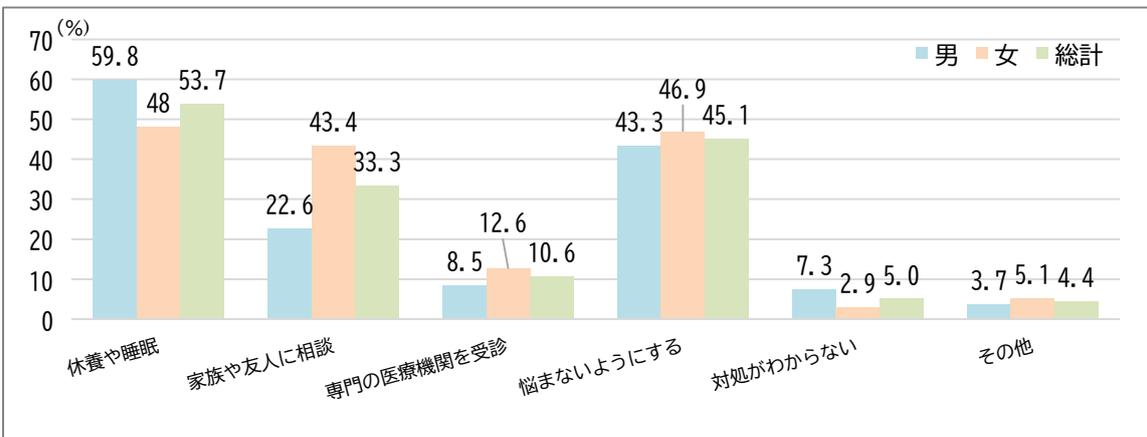


(資料：「新発田市後期高齢者健康診査質問票 (令和 4 年度)」)

### (3) こころの不調への対処法

こころの不調を感じた時の対処法は、「休養や睡眠」が全体の 53.7%、次いで「悩まないようにする」45.1% でした。

図 11 こころの不調を感じた時の対処法

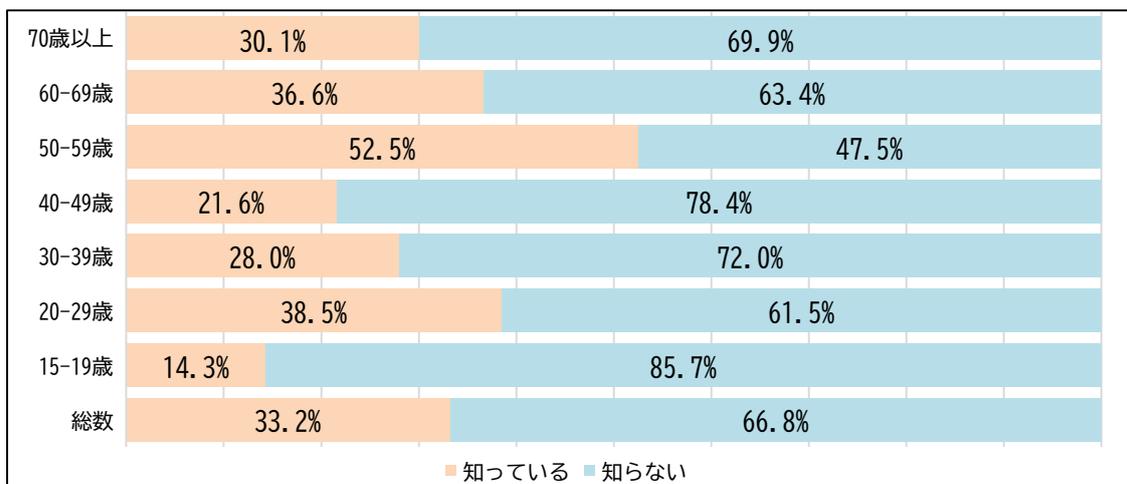


(資料：健康推進課「市民健康栄養実態調査 (令和元年度)」)

#### (4) こころの不調時の相談窓口の認知状況

こころの不調時の相談先を知っている人の割合は33.2%でした。

図12 こころの不調時の相談窓口の認知状況



(資料：健康推進課「市民健康栄養実態調査(令和元年度)」)

#### 【資料に用いた自殺死亡統計について】

	人口動態統計	地域における自殺の基礎資料
関係省庁	厚生労働省	警察庁・厚生労働省 (警察庁自殺統計原票を厚生労働省で特別集計・公表)
集計対象	戸籍法に基づく自殺数を集計 日本における日本人	日本における日本人及び外国人
調査時点 調査期間	住所地を基に死亡時点で計上 調査年1月～12月	発見地を基に自殺死体発見時点(正確には認知)で計上 調査年1月～12月
確定	自殺、他殺あるいは事故死のいずれか不明の時は自殺以外で処理し、死亡診断書等について作成者から自殺の旨訂正報告がない場合は、自殺に計上せず。	捜査等により、自殺であると判明した時点で、自殺統計原票を作成し、計上する。
公表時期	調査翌年9月(確定数)	調査翌年3月(確定値・数)

## 第3章 第二次計画の振り返りと課題

### 1 目標の達成状況

これまで、新発田市では、自殺者数を減らすため、市民及び関係団体と総合的に対策を進めてきました。

第一次計画では、自殺死亡率の3か年平均の目標値を、基準値 28.4 より 20%減の 22.7 としましたが、「平成 25 年から 27 年まで」の3か年平均は 20.5 となり、目標値を上回る結果が得られました。このことを受け、第二次計画では、目標値を、基準値 20.5 の更に 26.8%減の 15.0 としましたが、「令和 2 年から令和 4 年まで」の3か年平均は 21.7 となり、目標値の達成には至りませんでした。

また、3つの評価指標についても、「目標値を達成できない」又は「評価できない」という結果となりました。

しかし、市や関係団体で取り組む自殺対策事業は年々充実してきており、「おおむね計画どおり」実施できた事業の数は、150 前後まで増加しています。

#### 【数値目標と評価指標】

##### (1) 自殺死亡率

(単位：人口 10 万対)

基準値 (平成 25～27 年の平均)	目標値 (令和 2～4 年の平均)	現状値 (令和 2～4 年の平均)	達成状況
20.5	15.0	21.7	未達成

(資料：厚生労働省 「人口動態統計」)

##### (2) 評価指標

		基準値	目標値	現状値	達成状況
1	こころの体温計 市民アクセス数	33,995 件	36,000 件	11,752 件 (令和 4 年度)	未達成
2	地域の人々はお互いに助け 合っていると思う人の割合	64%	65%以上	54.2% (令和元年度)	未達成
3	こころの不調時の対処方法 を知っている人の割合	現状値なし	85%以上	現状値なし	—

(資料：健康推進課 「市民健康栄養実態調査」)

#### (参考) 市民健康栄養実態調査

	平成 26 年度	令和元年度
こころの不調への対処が分からない人の割合	7.4%	5.0%

### (3) 自殺対策事業の実績（令和2～4年度）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業数	157	147	159
実施評価	94.9%	89.8%	91.2%
事業実施団体等数	19	18	19

\*実施評価は、「おおむね計画どおり実施」以上（50%以上の実施）の割合

### (4) 取組状況

	取 組	振り返り・成果
1 自殺予防普及啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自殺の実態把握（国統計データに基づく）</li> <li>・自殺予防に関する情報の提供（市・関係機関等の広報紙、ホームページ、チラシ・ポスター作成）</li> <li>・きずなの花プロジェクトの実施（令和4年度開始）</li> <li>・こころの健康に関する講演会の開催</li> <li>・うつスクリーニングの実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自殺死亡率は緩やかに減少しているが、国統計データでは自殺に至る要因や背景は不明なことが多い。</li> <li>・関係機関の自殺防止に対する意識は、啓発活動及び情報共有を通して向上し、各団体の会合等で話題提供や取組が進んだ。</li> <li>・講演会やイベントなどの活動が多かったが、継続して情報を発信するためにチラシやポスター、SNSを取り入れた。</li> </ul>
2 一体的推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自殺対策会議の開催</li> <li>・地域の「きずな」や「つながり」を深める活動の推進（あいさつ運動、見守り活動を活用した「ながら」対応の推進）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・解決策の1つとして、「相談につながることをテーマに取り上げ、継続した検討を行った。</li> <li>・相談する抵抗感を下げるための対策や継続した対策の必要性について共通認識を深め横連携が進んだ。</li> <li>・地域や関係団体の行う活動は定着しているが、担い手不足が深刻化してきている。</li> </ul>
3 相談体制整備・連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多職種による総合相談会の実施</li> <li>・心理専門職による相談会の実施と強化（令和2年度開始）</li> <li>・若者危機対応チームの立上げ</li> <li>・人材育成のためのゲートキーパー研修の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活困窮、ひきこもり、こころの悩み、障がいのある人、こども・家庭等の相談などの専門分野の相談窓口が充実した。</li> <li>・児童・生徒を取り巻くチームを立上げたことで教育・福祉・保健分野の連携が進んだ。</li> <li>・地域、職域や学校などで、対象に合わせ、こころの健康や声のかけ方を伝えたが、ゲートキーパーの実践については難しいという声が多く聞かれた。</li> </ul>

\*年度ごとの取組状況の詳細は、14～17 ページの一覧を参照ください。

## 2 課題

第三次計画策定に向け、自殺対策会議や関係団体の実務担当者等で構成したワーキングを開催しました。検討の結果、相談につなげる対策の必要性は認識されていたものの、一方で支援を必要とする人に届いていないという現状があり、課題として「援助を求めることへのためらい」と、支援者側の「途切れてしまう支援」の2つが挙げられました。

### (1) 援助を求めることへのためらい

私たちの多くは、援助を求めることに葛藤や羞恥心を抱き、周囲や支援者に対するSOSの声を出しづらくなったり、弱音を吐きにくくなったりしがちです。

また、心理的には「いくら援助を求めても、解決するはずがない」という視野狭窄（あきらめや絶望的な気持ち）に陥りやすくなっています。

その結果として、支援の遅れから悩みが重大化、複雑化し、より一層、孤立・孤独を深める一因となっています。

特に、若者では、成長の過程であることから、自らの悩みや困り事を言葉で伝えることが苦手なこと、壮年期では、仕事や家庭の社会的地位などが足かせとなっていること、高齢者では、周囲に迷惑をかけたくない気持ちや加齢による喪失体験が増えることが自殺に追い込まれる要因になっていると考えられることから、援助を求めることへのためらいを取り除く取組が必要です。

### (2) 途切れてしまう支援

それぞれの専門分野において、相談窓口の充実が図られてきた一方で、複数の問題を抱える人に対しては、1つの窓口のみでは対応できない場合も多く、年代や所属に応じて、複数の関係機関が連携しながら支援を行っていく必要があります。

特に、若者では、卒業、就学・就職あるいは離職など、高齢者では、退職、家庭・地域社会における役割の変化などのタイミングは、制度や環境の変わり目に当たり支援が途切れてしまいやすいため、所属や年代を問わない一体的な支援体制の整備が必要です。

(参考) ワーキングまとめ

対象	検討した論点
自殺のリスクが高まる人	当事者や家族は、一般的に援助を求めることに強い抵抗感を持っている場合が多い。
支援する側	当事者や家族からのSOSを受け止める力を身に付ける必要がある。支援者がいても様々な理由で途切れてしまうリスクがある。

### 3 事業の経過

	取組	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
1 自殺予防普及啓発の推進	(1) 自殺の実態把握							
	関係資料等の分析、情報把握	人口動態統計、地域における自殺の基礎資料、地域自殺実態プロファイル、人口動態調査に係る調査票情報						
	(2) 普及啓発活動の推進							
	自殺予防に関する情報の提供	相談窓口一覧作成	相談窓口一覧作成		・ポスター作成 (アルビレックス 新潟レディース) ・啓発用エコバック 作成	・ポスター作成 (ブレイカーズ) ・The same boat project 立上げ (いのちの電話)	・敬和キャンパスレ ポ(敬和学園大学) ・PLACE コンサート (いのちの電話後 援会下越支部) ・きずなの花プロジ ェクト開始	きずなの花プロジ ェクト
	新潟県自殺対策推進・強化月間 (街頭活動等含む)	街頭活動 2 回 (5・9月) (3月悪天候のため中止)	街頭活動 3 回 (5・9・3月)	街頭活動 3 回 (5・9・3月は新 型コロナウイルス感 染拡大防止のため規 模縮小)	啓発用缶バッジ作成			街頭活動 1 回 (5月)
	新潟市民のきずなを深めいのち を守る講演会	「若者のこころの 健康と自傷行為」 講師：有田病院 医師 有田正知 氏 参加者 61 人		「いじめられっ子 が法律家になって ～私立名門女子高 で自身が受けた壮 絶ないじめ～」(共 催：教育委員会) 講師：弁護士 菅野朋子 氏 参加者 550 人				
こころの健康づくり講演会 ①市主催 ②新潟県精神保健福祉協会県北支 部主催				①「人間関係を良く する心理学：ハトの ように素直に、ヘビ のように賢く」 講師：新潟青陵大学 大学院 教授 碓井真史 氏 参加者 45 人 (Web)	①「これって依存 症？インターネット ・ゲーム編」 講師：さいがた医療 センター 心理療法士ほか 参加者 15 人 (Web)	②「ウィズコロナ時 代のこころの守り 方」 講師：メンタルレス キュー協会 認定イン ストラクター 伊藤朗 氏 参加者 37 人	②「ひきこもり支援 ～本人につながる 支援とは～」 講師：山口大学院医 学系研究科保健学 専攻 教授 山根俊恵 氏 参加者 72 人	

1 自殺予防普及啓発の推進	取組	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	(3) こころの健康づくりの推進							
学校におけるこころの健康づくりや自殺予防の実施	いじめ見逃しゼロ スクール集会			いのちの教育開始 (各中学校)				
若年者のこころの健康づくりの推進		敬和学園大学「君に 届け～若者たちへ のメッセージ」 講師：新潟お笑い集 団 NAMARA 江口歩 氏 参加者 149 人				敬和学園大学 講話「守りたいしば たのいのち」 講師：市保健師 参加者 150 人	新発田高校、新発田 南高校「みんなで守 りたいしばたのい のち」 講師：市保健師 各 1 回 参加者計 33 人	・敬和学園大学 講師：市保健師 参加者 196 人 ・新発田農業高校 講師：市保健師 参加者 480 人 ・敬和学園大学学生 寮ミニ講座 2 回 9 人
企業との連携によるこころの健康づくりの推進	・しばた商工会議所 だより ・はつらつ就職セ ミナー 1 回 53 人	はつらつ就職セ ミナー 1 回 61 人			はつらつ就職セ ミナー 1 回 19 人	アクティブ就職セ ミナー 1 回 12 人	アクティブ就職セ ミナー 1 回 9 人	
(4) こころの病気の早期発見の促進								
・産後うつスクリーニング ・学生支援センター常設開設（敬 和学園大学） ・定期的なアンケート、教育相談 （各中学校） ・職場ストレスチェック未実施事 業場の把握、働きかけ（労働基準 監督署）	→							
働き世代うつスクリーニング（50 歳代男性・各地区実施）	豊浦（本田）地区	川東地区	松浦地区	佐々木地区	五十公野、米倉、赤 谷、加治、紫雲寺、 加治川地区			

	取 組	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
2 市民、関係民間団体及び行政が一体 となった自殺対策の推進	(1) 市民が主体となった事業の推進							
	(2) 市民、関係民間団体及び行政の連携							
	・自殺対策会議、庁内検討会	各 2 回	各 2 回	各 2 回	各 2 回	各 2 回	各 2 回	各 5 回 (書面審議含)
	(3) 地域の「きずな」や「つながり」を深める活動の推進							
	・地域福祉 (活動) の推進 ・あいさつ、声かけ、見守り活動 (自治連合会) ・一人暮らし高齢者、高齢者世帯等の見守り活動 (民生委員児童委員連合会) ・地域見守りネットワーク (社会福祉協議会) ・ふれあい・いきいきサロン事業 (社会福祉協議会) ・オレンジカフェ		10 代の居場所カフェ開始					
3 自殺予防のための相談 体制整備及び連携の強化	(1) 自殺予防に関する相談窓口の充実							
	多職種、多機関による総合相談会 ①「暮らし」と「住まい」のふくし相談会 (社会福祉協議会) ②くらしとこころの相談会 (市) ③その他	② 2 回 13 件	① 2 回 40 件 (開始) ② 2 回 15 件	① 2 回 39 件 ② 2 回 18 件	① 2 回 42 件 ② 2 回 10 件 ③市しばたいのちを守る相談会 (新規) 8 回 13 件	① 2 回 37 件 ② 相談会 2 回 8 件	① 2 回 32 件 ② 2 回 9 件	① 2 回 ② 2 回
	こころとからだの健康についての相談				しばたこころの相談ダイヤル 27 件	こころの健康相談会開始 14 回 33 人	・こころの健康相談会 22 回 46 人 ・ハイリスク者支援開始	・こころの健康相談会 24 回 ・ハイリスク者支援

	取組	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
3 及び連携の強化 自殺予防のための相談体制整備	(2) 人材育成の推進							
	・専門職スキルアップ研修 ・窓口職員研修	2回46人 1回23人	2回49人 1回18人	2回65人	2回27人 1回17人	2回66人 1回22人	2回25人 1回18人 指導者養成1回8人	1回22人 1回27人
	・ゲートキーパー研修会 対象:①市民 ②市職員(一般) ③その他	①1回39人 ③企業2回24人	①1回48人 ③企業2回45人	①2回88人 ②初歩研修(開始) 1,316人	①2回90人 ②2回103人	①1回92人 ②1回103人 ③市議会議員 1回25人 ③企業1回27人	①2回46人 ②1回104人 ③薬剤師会1回	②1回97人 ③高校職員 1回26人 ③市議会議員 1回6人 ③新発田ライオンズクラブ1回27人 ③消防署職員 1回24人
	(3) 各種相談機関ネットワークの強化							
						教育委員会情報交換会開始	教育委員会情報交換会(3回)	若者危機対応チーム立上げ(3回)
(4) 自殺未遂者及び遺族等支援								
			自殺遺族会を啓発用チラシに掲載				自殺未遂者や家族への相談窓口の周知開始(広域事務組合消防本部)	

\*令和元年度からは新型コロナウイルス対策のため、事業内容・実施方法を見直し、取組を実施

## 第4章 計画の推進

### 基本目標及び基本方針・重点事項

#### 【基本目標】

新発田市民一人ひとりがきずなを深め「いのち」の大切さを認め合い  
市民みんなで支え合う新発田市をつくり上げる。

#### 【基本方針】

- 1 「自殺は社会的要因に起因する社会全体の問題」ととらえて、自殺対策に取り組みます。
- 2 関係施策及び関係機関と有機的に連携し、生きることの包括的な支援として総合的に取り組みます。
- 3 自殺予防の普及啓発、自殺の危機が高まった人への対応、残された人への対応など、対応の各段階に応じて、ライフステージを考慮しつつ、効果的に取り組みます。
- 4 地域の実情に即し、実践と啓発を両軸として推進します。
- 5 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮し取組を進めます。

#### 【重点事項】

- (1) 援助を求めることへの心理的ハードルを下げるための普及啓発を推進します。
- (2) 切れ目のない相談及び支援体制を整備し、必要な人材を育成します。

#### 【数値目標及び評価指標】

数値目標 自殺死亡率 →15.0

評価指標 1 困っているときに大人に相談できる子どもの割合  
→基準値より向上

評価指標 2 毎日の生活への満足を感じている高齢者の割合  
→現状維持

## 1 基本目標

新発田市に住む市民一人ひとりが、心身ともに健康で、家庭や地域の温もり・きずなを感じながら、安心して暮らせることが私たちの願いです。

しかしながら、未だ自ら命を絶つ人が後を絶たず、尊い命が失われる現状があります。この事態を解決するため、「新発田市民一人ひとりがきずなを深め『いのち』の大切さを認め合い、市民みんなで支え合う新発田市をつくり上げる」ことを基本目標として、第三次計画では特に「相談しやすいまち」を目指す取組を進めます。

## 2 基本方針

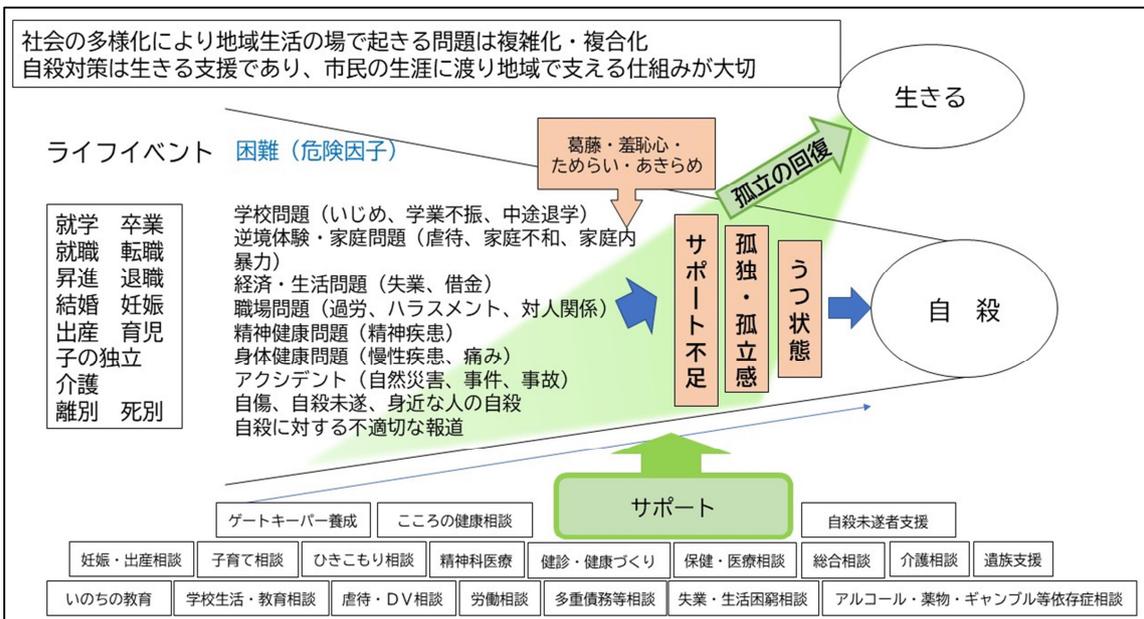
### (1) 社会全体の問題ととらえた取組

一人ひとりの「生きづらさ」の背景には、経済や生活問題、家庭問題、勤務問題、学校問題など様々な要因が潜んでいますが、その多くが防ぐことのできる社会的な問題であると認識し、社会全体で自殺のリスクを低下させる取組を進めます。

### (2) 生きることの包括的支援ととらえた総合的な取組

自殺の原因は不明の場合が多く、決して抜本的な解決策がある訳ではありませんが、自殺が生活の場で起きていること、様々な要因から追い詰められた末の選択であること、それゆえに、対策もまた、日常生活のあらゆる支援が予防対策につながるという考えに基づき、それぞれの取組が有機的に機能を発揮するような総合的な仕組みを作ります。

#### 【自殺対策の考え方】



### (3) 対応の各段階に応じた取組

自殺の危険性の段階及び年代に応じて、予防教育・啓発活動（一次予防）、自殺のリスクの高い集団及び自殺の危機が高まっている個別への対応（二次・三次予防）と、それぞれ異なるアプローチで取り組みます。

### 【自殺予防対策の段階】

年代	乳幼児期 (0-6歳) 保護者	小中学校期 (7-15歳)	青年期 (16-39歳)	壮年期 (40-64歳)	高齢期 (65歳以上)	再掲 (70歳以上)
市民に対する自殺 予防教育・啓発活動 (一次・二次予防)	望ましい生活 習慣の回復  基本的信頼 愛着の獲得	望ましい生活 習慣の定着	自我の確立  社会の役割意識 の確立	自殺予防教育 の機会の確保	自殺予防教育 の機会の 確保	地域介入実態 調査 (モデル 地区)  ↓
	生きる力・他人を想いやる力教育 いのちの大切さ教育 SOSの出し方・受け止め方教育 メンタルヘルス教育					
	各種相談など					
	地域における啓発活動・地域活動・ゲートキーパー研修など					
ハイリスク者支援 (二次・三次予防)	若者危機対応チームによる支援					
	個別支援					
残された者の支援 (二次・三次予防)	遺族等の平穏を守る啓発					

#### (4) 地域の実態に合わせた取組

地域に暮らす人の習慣や価値観などの把握を進めながら、地域内での対話を大切に  
した啓発活動や人材育成を実践します。

#### (5) 自殺者等の名誉及び生活の平穏に配慮した取組

自殺に関連する正しい知識を広く啓発することで、自殺者の名誉、遺族の平穏に配慮  
した取組を推進します。

### 3 重点事項における関連対策の具体的な取組

#### (1) 援助を求めることへの心理的ハードルを下げるための普及啓発の推進

- ① うつ病・ストレス対処など、こころの健康の正しい知識やSOSの出し方、傾聴  
の方法等について、学校、企業、地域コミュニティを通じて普及啓発を行います。
- ② 地域の声を聴きながらライフステージごとの特性に合わせた啓発を推進します。

#### (2) 切れ目のない相談及び支援体制の整備並びに必要な人材の育成

- ① ライフステージ・世代を問わない一体的な相談支援体制とするため、若者危機対  
応チームをはじめ、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、それぞれの組織間の  
隙間を埋める体制づくりに向け検討を進めます。
- ② 潜在的な要因（経済的問題、健康・介護問題、ひきこもり、いじめ、孤立等）を

抱えた人に対して自殺予防の視点を持って関わることのできる人材を育成します。

- ③ 地域の中で、多様性を尊重した「お互いさま」の精神を持ったゲートキーパーの育成を推進します。

		若者対策	高齢者対策
1	援助を求めることへの心理的ハードルを下げるための普及啓発		
(1)	うつ病・ストレス対処法などの心の健康の正しい知識の普及	① 学業を通じた命の大切さやメンタルヘルス知識の習得 ② 広報、SNS等を活用した、若者がキャッチしやすい啓発情報の発信	① 自殺に対する正しい知識の普及・強化
(2)	SOSの出し方、受け止め方(傾聴)に関する普及	① 学業を通じたSOSの出し方の習得 ② HP、SNSを活用した啓発(義務教育修了後) ③ SOSを受け止める体制整備(教員向け) ④ SOSを出すことのメリットの周知(保護者向け)	① 地域コミュニティの中での支援
(3)	地域の声を聞きながらライフステージの特性に応じた啓発の推進	① 幼少期からの挨拶や相談の習慣化	① 行政等の地域介入による実態把握のための調査(地域介入実態調査)
2	切れ目のない相談及び支援体制の整備並びに必要な人材の育成		
(1)	ライフステージ・世代を問わない一体的な支援の隙間を埋める相談支援体制	① 相談体制の充実 ② 若者危機対応チームの充実 ③ 子育て、ひきこもり、障がい、経済困窮等支援者間の連携	① 相談体制の周知 ② 地域介入実態調査 ③ 地域支援ネットワークの構築
(2)	潜在的な自殺予防の視点を持つ人材育成	① 教職員向け研修の実施	① 地域包括支援センター、事業所等研修の実施
(3)	多様性を重視した「お互いさま」精神のゲートキーパー養成	① 幼少期からの挨拶や声かけの習慣化	① 地域リーダー向けゲートキーパー研修の実施

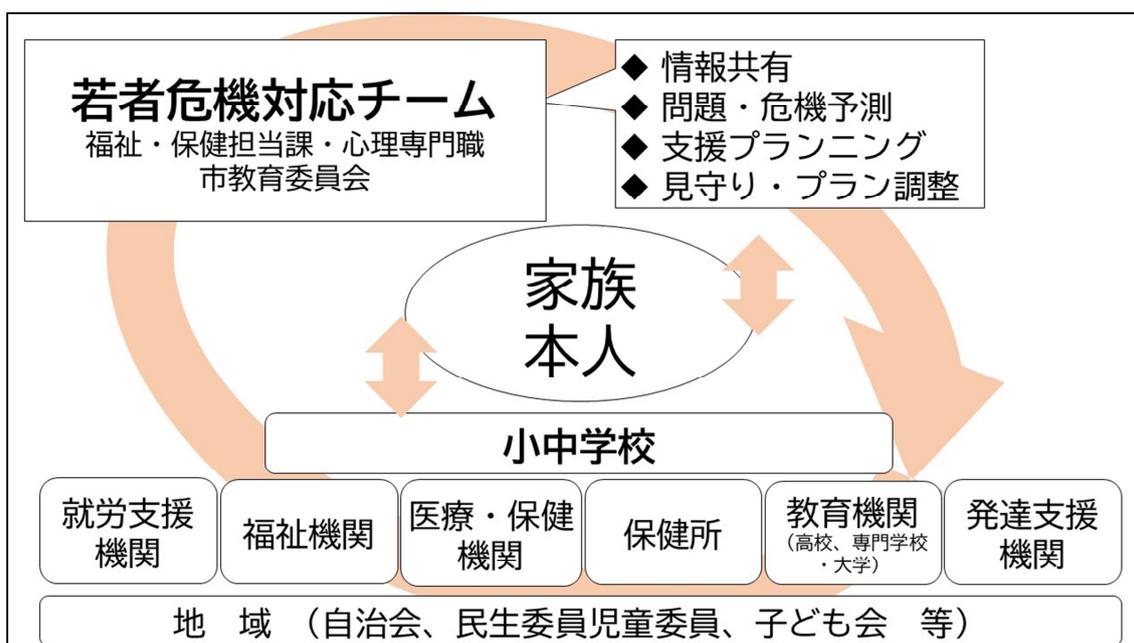
## 4 自殺の危険性が高まる重点対象への働きかけ

### (1) 若者危機対応チーム

学校を長期欠席する児童・生徒の増加、自傷行為等の低年齢化や増加の背景には、多様で複雑な生育環境やコミュニケーション不足及びストレスへの対処能力が十分に備わっていないことなどがあると考えられます。これまでは、学校や教育委員会との連携による支援が一般的でしたが、社会経済問題の悪化等により、児童・生徒が抱える問題も複雑かつ深刻化していることから、様々な専門的知識・経験を持つ、多職種による支援がより有効です。

このため、家庭、学校、地域、行政等が、児童・生徒等若者の自殺リスクに関する変化を見逃さず、適切に気づき、見守り、支援につなぐための声かけを行うことができる支援者となることを目指します。併せて、複数の関係機関の連携による子どものいのちの危機に対応するチーム(「若者危機対応チーム」)としての動きを強化します。

## 【若者危機対応チーム】



### (2) 地域介入実態調査（高齢者対策）

高齢者の自殺は、一般的に、老いること、健康問題、身近な人との別れ、家庭及び社会における役割の喪失などによる孤独感、孤立感に起因していると言われていますが、これまで、当市における実態について正確に把握したことはありませんでした。

そこで、生活の場である地域単位で、「死」に対する考え方や地域活動等に関する調査を実施し、今後の効果的な高齢者対策につなげていきます。

また、地域の理解者、支援者を増やす研修や教育を実施していきます。

## 5 総合的な取組

(市民、関係団体及び行政が一体となった取組を次頁に掲載)

【総合的な取組一覧】

No	団体名	事業・活動名	目的		R 6～8年度活動計画		重点
			ターゲット	ねらい	回数	実施内容	
1	新潟いのちの電話後援会下越支部	The same boat project のカード、チラシ配布	①中高生 ②職域・地域住民	①環境が大きく変化する新入生に対し、悩みを聞く先があることを知ってもらう ②悩みに合わせた相談窓口があることを周知し、相談のきっかけを作る	年1回 (4月)	チラシ・カード配布	啓発
2		研修会・講演会の実施	中学生	「話すことは放すこと」を知ってもらう 自分のいのち、周りのいのちを大切にしようという気持ちをもってもらおう	年2～3回 (随時)	講師による講演	啓発
3		啓発活動 (R6年度より)	中学生 地域住民	いのちの大切さを伝え、広める	年1回	PLACE ライブ	啓発
4		いのちの電話相談員、運営委員の募集活動	職域 地域住民	減少傾向にある相談員を増やし、運営委員を増やし活動をより浸透させる	通年	チラシ配布・声掛け	その他
5	新発田商工会議所	広報活動	市内会員事業所及び市内事業所	一人でも多くの経営者、従業員やその家族に「いのちの大切さ」を再認識させる	会員情報 年2回 会議所だより8・1月	市内会員事業所に毎月発行する「会員情報」及び市民版「会議所だより（令和6年度から年2回発行）」に自殺対策関連の情報を掲載する	啓発
6	新発田市自治会連合会	あいさつ・声かけ・見守り活動	小・中学生 高齢者	地域交流、ふれあいの機会 地域で暮らす安心感になる	通年	地域みまもり隊に登録している自治会役員による声かけ、見守りの強化	啓発
7		自殺対策に関する啓発	市民	市民が自殺対策について理解を深める	年1回 程度	自治会連合会主催の講演会等で、チラシ等を説明して配布する	啓発
8	新発田市保健自治会	健康教育・健康相談	市民	健康に関する知識を習得する。相談により不安の軽減や解消につなげる	通年	相談先・こころの体温計の周知、利用促進	啓発
9		健康アップセミナーの開催	保健自治会役員	研修会等により、健康や地域づくりに関する知識を習得し、活動に活かす	年1回 程度	地区役員等を対象とした研修会を開催	相談
10	新発田市民生委員児童委員連合会	地域における一人暮らし高齢者、高齢者世帯等の見守り活動	一人暮らし高齢者（75歳以上）、高齢者世帯等	悩みを持つ方等に必要な情報が届くことで不安の軽減や解消につながり、地域の見守り強化により安心した生活が送れる	通年 (高齢者現況調査9-10月)	リーフレット配布による啓発や子どもの虐待・いじめ問題の見守り強化	啓発
11		相談対応	市民	支援を必要とする方が、早期に問題や悩みを解決できる	通年	情報提供や関係機関への早期連絡	相談
12	新発田人権擁護委員協議会	啓発活動	①高齢者 ②高校職員 ③④小学生	①主に相続・遺言について理解する ②生徒がDV防止について理解する ③④人権について理解する	①年5回以上 ②年1回 ③年5回 ④年4回	①高齢者への講演 ②高校生へリーフレットを渡す ③小学校で人権教室を行う ④小学校で人権の花を育てる	啓発

【総合的な取組一覧】

No	団体名	事業・活動名	目的		R6～8年度活動計画		重点
			ターゲット	ねらい	回数	実施内容	
13	新発田人権擁護委員協議会	啓発活動	市民	人権標語、人権作文、掲示物などから人権についての理解を促進する	年1回	小学生人権標語・中学生人権作文の発表会、各種人権に関する掲示	啓発
14		定例相談・常設相談	市民	人権にかかわる困り事を気楽に相談できる環境を整備することで専門機関へのつなぎを担う	通年	専門機関への橋渡しや傾聴を行う	相談
15	新発田北蒲原医師会	相談事業	労働者	職場における心の健康づくり。労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備する	月～金	長時間労働者、高ストレス者への面接指導 労働者のこころとからだの健康相談 労働衛生工学専門員による作業環境管理	啓発
16	新発田市社会福祉協議会	地域福祉（活動）計画の推進	地区住民	地域での課題を把握・共有し、関係機関と連携する仕組みを構築する	通年	地区担当による地域相談対応 地区ごとに懇談会等を開催	啓発
17		孤立ZEROプロジェクト	市民	様々な視点から関わりのきっかけを作り、孤立による不安を解消する	通年	①「暮らし」と「住まい」のふくし相談会 ②エンディングノート「人生ノート」 ③高齢者あんしんパック事業 ・STOP 特殊詐欺！あんしん貸出事業 ・緊急時あんしんお出かけ準備事業 ・「私の人生ノート」事業 ④市民セミナー ⑤セカンドライフ応援講座	啓発
18	新発田市社会福祉協議会	「地域見守りネットワーク」の有効活用の推進	市民	気づきの目を増やすことで、課題の早期把握・対応ができる。地域に見守りの目がある事の安心感につなげる	通年	みまもり隊による活動	啓発
19		ふれあい・いきいきサロン事業	市民	地域住民同士のきずなを深めることによる、悩みの解消、安否確認、健康面や災害時の緊急事態へスムーズに対応する。高齢者の寝たきり・認知症を予防する	通年	サロン立ち上げ相談・支援	相談
20	新発田市社会福祉協議会	生活応援団	市民	孤立を予防する。生活課題の把握から早期支援につなげる	通年	利用会員と提供会員によるお互い様の助け合い	相談

【総合的な取組一覧】

No	団体名	事業・活動名	目的		R6～8年度活動計画		重点
			ターゲット	ねらい	回数	実施内容	
21	新発田市 社会福祉 協議会	在宅高齢者 給食サービ ス事業	市民	孤立を予防する。生活課題の 把握から早期支援につなげ る。気づき・見守りの担い手 としてのボランティアを育成 する	通年	65歳以上の独居、日 中独居で見守りの必 要な高齢者等に、ボ ランティアの作った 弁当をボランティア が届け、声をかけな がら安否確認を行う 気づきを持ち帰り、 関係機関につなぐ	相 談
22		資金貸付事 業	市民	経済面の課題を解消する。背 景にある複合的な課題に対 して多機関と連携して支援する	通年	小口資金貸付は3万 円を上限に緊急のつ なぎ資金を貸し付 け、生活福祉資金貸 付も行う	相 談
23		中央地域包 括支援セン ター事業	市民	相談により、本人だけでなく 家族や地域を含めた課題を解 決する。特に課題のある高齢 者に対しては声掛けによる孤 立を予防等する	通年	総合相談、権利擁護 相談、住宅改修支 援、介護予防支援	相 談
24		総合相談会 の開催	市民	一回の相談により複合的な課 題について、各分野の相談員 からのアドバイスを受けるこ とで適切な支援につながる	年2回 (7・3 月)	年2回相談会を開催 恒例として定着させ る	相 談
25		若者自立支 援事業	市民	居場所の提供による孤立を解 消する。相談により課題や目 標を明確にし、適切な支援に つなげる	通年	ボランティア体験 若者交流会(月2 回) 親のサロン(奇数月 第3金曜)	相 談
26		生活困窮者 就労準備支 援事業	市民	就労について正しく認識し、 将来への目標を持たせる	通年	セミナーの開催	相 談
27	下越薬剤 師会	自殺予防ゲ ートキーパ ー研修会	薬剤師会 会員	ゲートキーパーとしてスキル アップし日々の患者対応に活 かす	年1回	自殺予防ゲートキー パー研修会の開催	相 談
28	新発田地 域広域事 務組合消 防本部	自殺未遂者 等に対する 相談窓口紹 介	自殺行為 者又はそ の家族	相談窓口を紹介することで支 援につなげる	通年	リーフレットを配布 し、相談窓口の紹介	啓 発
29		自殺防止対 策のための 人材育成	職員	自殺に関する正しい知識を習 得する	通年	自殺予防ゲートキー パー研修の開催	相 談
30	敬和学園 大学	啓発活動	全学生	自ら並びに他者のいのちのか けがえのなさに目覚めるべ く、チャペルアッセンブリー アワーの充実に努める	通年	キリスト教の礼拝と 学内外の講師による 講演の実施	啓 発
31		学生支援活 動	全学生	生きづらさを抱えている学生 を早期発見し支援する	通年	学生支援センターの 周知スクリーニング 調査の実施	相 談
32	新発田市 中学校長 会	各中学校で のあいさつ 運動	中学生	中学生の自己有用感・人間関 係の育成や居心地のいい中学 校づくりを推進する 学区によっては、小学校とも 連携し、中学校のギャップを 解消する	各学校年 間行事計 画による (複数回)	(例)小中が連携して 行う場合 ・中学生が小学校に 行き挨拶活動 ・小学生が中学校に 行き挨拶活動 ・それぞれの学校で 挨拶活動	啓 発

【総合的な取組一覧】

No	団体名	事業・活動名	目的		R6～8年度活動計画		重点	
			ターゲット	ねらい	回数	実施内容		
33	新発田市 中学校長 会	学校保健委員会の心身の保健指導	中学生	毎日を健康に過ごすための生活習慣について理解を深め、一人一人が適切な行動をとれるようになる	各学校年間行事計画による	中学校の校医、PTA役員、職員等で生徒の健康状況を全員が把握し、今後の方向性を検討し実践 健康に関する講演を行う場合もある	啓発	
34		いのちの教育の実施	中学生	講演等から学んだこと、自分が考えたことを振り返ることで、自他を大切にす気持ちや態度を育む	各学校年間計画による	命の大切さについて学ぶことのできる方を講師として講演会	啓発	
35		各中学校区でのいじめ見逃しゼロスクール集会	中学校区内 小中学生	集会を通して、小中学生で、皆が過ごしやすいより良い学校をつくるために、自分たちが出来ることを考え、話し合ったことを一人一人が意識しながら学校生活を送れるようになる	各学校年間行事計画による (12月頃)	(例)・アイスブレイキング ・テーマに基づくグループ討議 ・発表による意見の共有	相談	
36		毎月、毎学期の定期的なアンケートや教育相談	中学生	継続的な生活アンケート、教育相談の実施を通して、生徒の悩みなどを早期発見、迅速な対応ができるようにする	毎学期に1回	事前に各クラスで心の温度アンケートを実施 アンケート内容をもとに、担任が、昼休み・放課後等を使って、一人一人と面談	相談	
37		マニュアルの改訂	教職員	継続的に危機管理マニュアルを改訂することで、職員全員が危機管理意識をアップデートし、迅速に対応できるようにする	夏季休業 年度末等	全職員で分担し、変更が必要な部分を訂正し、現在の学校の状況に合ったマニュアルとして、校内研修で読み合わせを行う	その他	
38		新発田労働基準監督署	こころの健康づくりの推進	職域	職場における労働者の心の健康の保持増進のための指針に基づく、メンタルヘルス対策の取組の整備を図るとともに、小規模事業場においても啓発普及を進め、取組率の向上を図る	通年	通信調査等により事業場の取組状況を把握するとともに、取組方法がわからない小規模事業場への啓発普及	啓発
39			こころの病気の早期発見の推進	職域	職場におけるストレスチェック実施義務対象事業場に対して、個別指導を行い、メンタルヘルス対策にかかる各種取組の充実を図る	適時	担当職員による事業場訪問	相談
40	新発田公共職業安定所	生活保護受給者等就労支援事業	生活保護受給者、生活困窮者、児童扶養手当受給者	①経済的に自立し安定した生活を送れるようスキルアップを促す ②ハローワークへの利用につなげ、様々な支援サービスが受けられる	①通年 ②年18回 (近隣他市)	①職業訓練及び職業訓練給付金の利用勧奨 ②近隣他市役所内ハローワークから出向き相談	相談	
41		こころとからだの健康相談事業	求職者	相談により本人の状況を把握し、必要な支援が行き届くようにする	年3回	心の悩みを聞き危険性を早期発見	相談	

【総合的な取組一覧】

No	団体名	事業・活動名	目的		R6～8年度活動計画		重点
			ターゲット	ねらい	回数	実施内容	
42	新潟県弁護士会	弁護士支援者ほっとライン	困りごとを抱えた市民の支援者	困りごとを抱えた市民の支援者が弁護士相談を受けることによって、当該市民の救済につなげる	通年	困りごとを抱えた市民の支援者からの相談を無料で受ける	相談
43	新発田保健所	事業所への出前講座	労働者 労務管理者 経営者	産業医の設置がない中小企業等で、働き世代がメンタルヘルスに対する正しい知識を習得し、また相談窓口を知ること、不調時に適切な行動がとれるようになる	随時	事業所の依頼に応じてメンタルヘルスについての出前講座を行う	啓発
44		自殺遺族支援	住民	ハイリスクである自殺遺族が直面しやすい生活・経済上の問題、こころの問題等に対応できる相談窓口の周知により、必要な支援につなげる	年1回	葬祭業者・火葬場・関係部署に自殺遺族が必要とする情報が記載されたリーフレットを配布する	啓発
45		情報発信	住民	自殺の現状やうつ病等の精神疾患のサイン、相談窓口等を周知することにより、一般市民の自殺対策への意識・関心を高め、自殺対策は身近な問題であり、社会全体で取り組むべき問題であるという認識を深める	年2回 (9・3月)	エフエムしばたの番組・スポットCMを用いて自殺の現状、メンタルヘルス対策、相談窓口等を周知する 商工会議所等にチラシ配布	啓発
46		自殺未遂者、支援者連携事業	支援者	救急病院等の医療関係者と地域の支援機関が各機関の現状や支援状況、課題等について共有・検討するとともに、研修を通して支援者の対応力向上を図る	年2回	救急病院等の医療関係者と地域の支援機関が各機関の現状や支援状況、課題等について共有し、検討・研修の機会を作る	相談
47		若年者支援者対応力向上研修	支援者	支援者が自傷行為や援助方法の理解を深め、地域におけるメンタルヘルス対策の推進につなげる	年1回	自傷行為やそれに対する援助方法についての講義・事例検討	相談
48		総合相談会(新発田市)	住民	複数の問題を抱えている人が早期に適切な相談窓口、支援につながることで、追い詰められた末の自殺を未然に防ぐ	年2回 (9、12月)	様々な問題を抱えた相談者に対して複数の専門家が同時に対応することで速やかに支援につなげる	相談
49		新発田警察署生活安全課	相談窓口紹介	市民	相談により安心感や満足感、適切な支援につなげる	通年	警察官による相談の受理
50	エフエムしばた	自殺対策に寄与する番組等の制作・放送	市民・全国の番組聴取者	うつ病などのメンタルヘルス、相談窓口等の理解を深める。自殺対策への関心を高め、身近な問題であり、社会全体の問題と認識を高める	3月	放送を予定している新発田保健所との特番と連動した新発田市オリジナルの番組を制作・放送予定 生放送ではメッセージを寄せてもらうなど検討中	啓発
51		WEBサイトやSNSでの呼びかけ	市民	悩みに合わせた相談窓口があることを周知する相談のきっかけを作る	随時	検討中	啓発
52		講演会などのイベント開催	市民・全国の番組聴取者	自殺対策への関心を高める	随時	他団体が主催する講演会等の開催告知 自社の企画は検討中	啓発

【総合的な取組一覧】

No	団体名	事業・活動名	目的		R6～8年度活動計画		重点	
			ターゲット	ねらい	回数	実施内容		
市1	新発田市 人事課	メンタルヘルス研修	職員	メンタルヘルスに関する知識を得て、自身の不調予防だけでなく周囲の不調にも早期に気づき対応できる	年間計画による	メンタルヘルス研修の開催	啓発	
市2		職員衛生委員会	職員	職場のメンタルヘルス対策等について、職員間で検討することにより不調の気づきや職場環境改善の意識を高める	随時	職員合同衛生委員会におけるメンタルヘルス対策等の検討	啓発	
市3		職員の個別相談	職員	メンタルヘルス不調の予防及び早期発見、早期対応により職員の心の健康を保持する	随時	心や身体の健康相談、過重労働による健康障害防止対策、ストレスチェックの実施及び職場復帰・職場適応への支援	相談	
市4	新発田市 人権啓発課	人権啓発パンフレットの作成・配布	市民	様々な人権問題について認識し関心を持つことで、正しい理解につながる	年1回 (4月)	人権に関する啓発と相談窓口を記載したパンフレットを作成し、全戸配布する	啓発	
市5		人権に関するコラムの掲載	市民	身近にある差別や偏見などに気づき、人権意識向上のきっかけとなる	年6回 (10～3月)	10月から3月にかけて毎月、広報しばたに人権に関するコラムを掲載	啓発	
市6		「女性のための相談カード」の作成・設置	市民(女性)	相談しづらい問題について様々な相談窓口があることを知り、いざという時にスムーズに相談できる	通年	女性のための相談窓口等を記載した「相談カード」を作成し、国や県作成のカードと共に、市庁舎や公共施設等に設置	啓発	
市7		弁護士による無料法律相談の実施	市民	不安や悩みを専門家に相談することにより、問題解決の糸口となる	月1～2回	毎月1回、市庁舎を会場に、弁護士による無料の法律相談を実施 年8回、隣保館を会場に、弁護士による無料の法律相談を実施	相談	
市8		人権擁護委員による特設人権相談の実施	市民	不安や悩みを相談することにより、気持ちが軽くなり、問題を整理する手助けとなる	月1回	毎月1回、市内の公共施設等で人権擁護委員による無料の人権相談を実施	相談	
市9		全国一斉子ども相談の実施	市民(若年層)	抱えている悩みを第三者に相談することで心が楽になる	年1回 (8月中の7日間)	全国一斉子ども相談(年1回人権擁護委員、法務局で実施)を広報等で周知する	相談	
市10		新発田市 収納課	滞納整理事業	市民	専門の相談窓口につなげることにより、安心感を与え、適切な支援につなげる	通年	滞納整理相談において、必要に応じて関係課や専門機関につなぐ	相談

【総合的な取組一覧】

No	団体名	事業・活動名	目的		R6～8年度活動計画		重点
			ターゲット	ねらい	回数	実施内容	
市11	新発田市 市民生活課	市民相談	市民	相談内容の解決に向けた手助けをする	月～金	心配ごと、困りごと、消費生活、多重債務などに関する相談を受け、必要に応じて関係課や専門機関につなぐ	相談
市12	新発田市 市民まちづくり支援課	在住外国人向けの情報紙「あやめニュース」	在住外国人	在住外国人に対し、啓発に関する内容、相談機関の情報を周知する	年1回	在住外国人向けの情報紙「あやめニュース」に啓発に関する内容、相談機関の情報を掲載	啓発
市13	新発田市 高齢福祉課	生活支援体制整備事業	地域住民	高齢者の見守りの重要性について知り、地域で相互に気にかけて掛けることができる地域づくりにつなげる	随時 (依頼に応じて)	おたがいさま講座の開催	啓発
市14		「地域みまもり隊」の設置、集いの開催	地域住民	地域を見守り、気配りをし、助け合う「ながら見守り活動」の意識を高める	年1回	「地域みまもり隊」の集いを開催する	啓発
市15		友愛活動	日中自宅で高齢者のみになる方	地域の見守りにより高齢者が安心して自宅で生活できる	通年	老人クラブ連合会において、高齢者の見守り等の協力を依頼	啓発
市16		一般介護予防事業（ときめき週1クラブ）	地域住民（高齢者）	参加する住民同士がお互いを気に掛け、相談相手になることで、閉じこもりの防止につなげる。地域包括支援センター活動等と連携し必要な支援につなげる	週1回	住民同士による見守り地域包括支援センター活動との連携により支援につなぐ	啓発
市17		地域ふれあいルーム事業	日中自宅で一人になる方や閉じこもりがちの方	日中一人になることや閉じこもり、社会的孤立の防止につなげる	週3～5回	高齢者の日中の通いの場を開設し、援助員を配置し、交流の促進やレクリエーション等のサービスを提供しながら、高齢者の見守りを行う	啓発
市18		一般介護予防事業	地域住民（高齢者）	総合事業を利用申請する際に実施する基本チェックリストにより「うつ・閉じこもり」に該当した方を把握し、必要な支援につなげる	随時	相談内容に応じ、必要なサービスや支援等につなぐ	啓発
市19		高齢者見守り強化月間	地域住民	地域の見守りの一環として、一人暮らし高齢者に対する見守りを意識する	9、2月	民生委員児童委員へ見守りの意識付けを行い、高齢者の見守りを行う	相談
市20		総合相談事業	地域住民（高齢者）	相談事例に応じた関係機関等につなげることで、本人やその家族等の課題等を解決し、心配ごとや不安を解消する	随時	相談を総合的に受け付け、必要な支援へつなぐ	相談
市21	個別ケア会議・事例検討会の開催	地域住民（高齢者）	個別ケースに応じ関係機関との連携を含め、課題の解決、不安等の解消など、より良い支援につなげる	随時	ケア会議や事例検討会等の開催により、より良い又は必要な支援につなぐ	相談	

【総合的な取組一覧】

No	団体名	事業・活動名	目的		R6～8年度活動計画		重点
			ターゲット	ねらい	回数	実施内容	
市22		家庭児童相談事業	18歳未満の児童とその保護者	支援者と良好な関係が維持され、保護者が児童の状態を正しく理解し、望ましい親子関係を維持できる 児童及び保護者が支援者に悩みを話すことができ、必要な支援につなげる	通年	児童や保護者に精神的不調や自殺リスクがある場合は、支援上の課題ととらえ、要保護児童対策地域協議会を活用し、関係機関と情報共有に努め、連携して必要な支援を行う 必要に応じて個別ケース検討会議を実施	相談
市23		地域子育て支援センター運営事業	未就園児と保護者	子育ての孤立感、負担感の解消を図り、全ての子育て家庭を地域で支える	通年	親子遊びや交流の場を提供するとともに、子育ての相談や遊び方のアドバイス等を行う	相談
市24	新発田市こども課	母子保健活動事業	妊産婦及び保護者	妊娠期から子育て期を安心して過ごしてもらう	通年	①アンケート等の実施による妊産婦・保護者の精神状態等の把握 ②かかりつけ保健師等による訪問・面談 ③産後ケア事業の活用促進 ④教室・相談会の開催（平日午前中はいつでも保健師が対応） ⑤医療機関との連絡票等による情報交換及び連携した支援 ⑥子育て支援アプリを活用した情報提供及びAIチャットを活用した24時間対応の相談支援 ⑦出産・子育て応援給付金の支給や健診費用等の助成など経済的支援	相談
市25	新発田市新発田駅前複合施設	10代の居場所カフェ事業	10代の若者	自分の居場所がないと感じている若者の心の支えになる	毎週月・水 14～19時	若者が、勉強や友だちとおしゃべり等自由に過ごすためにイクネスしばた多目的室を開放。学校や友だち関係等の相談にも応じる	相談
市26	新発田市商工振興課	企業の健康経営推進	市内企業	従業員が健康的に働き続けられる、働きやすい就労環境を整える	通年	アクティブ仕事館への業務委託	啓発
市27		若者就労相談・支援	15歳～49歳までの若年無業者及び家族	若年無業者の就職・自立を支援し、社会的なつながりを持つようにする	通年	下越地域若者サポートステーションへの業務委託	相談

【総合的な取組一覧】

No	団体名	事業・活動名	目的		R6～8年度活動計画		重点
			ターゲット	ねらい	回数	実施内容	
市28	新発田市 学校教育課	同和問題 PTA 講座	保護者	保護者の理解を深め、家庭教育の充実により差別のない社会を構築する	年3回	同和問題、同和教育に関する講演	啓発
市29		いじめ見逃しゼロ・不登校対応研修及び集会の実施	教職員 児童生徒 保護者	各校において、児童生徒、保護者、教職員が一体となっていじめの未然防止、即時対応、早期解決に努める	毎月	毎月の校長会において、生徒指導事案の情報交換を行い自殺予防等について指導を行う	啓発
市30		深めよう絆 新潟県民会議への参加	教職員 児童生徒 保護者	県民総ぐるみで、いじめを見逃さない気運を高める 各校でいじめの未然防止、早期発見、即時対応ができるような体制をつくる	通年	各校でのスクール集会実施や、CAPワークショップの実施	啓発
市31		いじめ防止対策等に関する委員会の開催	児童生徒	重大事態の全容解明と解消 重大事態を未然に防止する	必要時 年2回	重大事態ケースの調査報告書作成その他の困難ケースに関する情報共有・意見聴取	その他
市32		自殺予防教育に係る研修会	教職員	学校における児童生徒の自殺予防及び自傷行為等に対応する力を向上させる	年1回	自殺予防教育に係る研修会の実施	相談
市33		いじめ問題についての組織的対応の在り方についての研修	教職員	各校において、いじめ等諸問題に対して、組織で情報共有しながら適切に対応する力を向上させる	年1回	生徒指導担当者を対象に研修を実施する	その他
市34		指導主事による生徒指導訪問及びハイリスク児童生徒の相談支援	教職員 児童生徒 保護者	生徒指導上の問題の未然防止、早期発見に向けた組織的対応を構築する リスクを抱える児童生徒の情報共有と、継続的できめ細かな相談体制を整備する	年2回 年2回	各学校へ指導主事による生徒指導訪問を実施 夏休み後と冬休み後にハイリスク児童生徒の調査を実施 関係課との連携による相談支援	相談
市35		教育相談係サポートチームによる相談支援	児童生徒 保護者	児童生徒やその保護者等の家庭が抱える様々な課題の解決に向けて、多職種が連携し支援を行う	通年	教育相談係による相談支援	相談
市36		スーパービジョン	教職員 SSW	スーパーバイズによる諸問題に対応する力を向上させる	年5回	スーパーバイズによる教職員等への指導教育	その他
市37		自殺予防、相談等の強化徹底	教職員	各校において、「新発田市いじめ防止基本方針」、「学校いじめ防止基本方針」に基づいた自殺予防、相談等を適切に実施する	年度初め	自殺予防、相談等の強化徹底	その他
市38	生徒指導担当者会議の実施	教職員	教職員がいじめ問題等に対する対応力を向上させる 自他の命を大切に子どもたちを育成する	通年 教頭研修会実施時	改正自殺対策基本法に、学校が行うべきこととして規定された相談体制整備、研修機会設定、SOSの出し方等を各校に指導する	その他	

【総合的な取組一覧】

No	団体名	事業・活動名	目的		R6～8年度活動計画		重点
			ターゲット	ねらい	回数	実施内容	
市39	新発田市 社会福祉課	講演会などの開催	市民	障がい者の特性・多様性に対する理解を促進する	年1回	障がい者理解促進講習会等	啓発
市40		市職員向けゲートキーパー養成研修の実施	職員	自殺に関する正しい知識を習得し、ゲートキーパーの役割を担うことができる こころの不調への対処法と相談窓口の存在を理解し、適切な行動がとれる	随時	職員向けのゲートキーパー養成研修の実施	相談
市41		新発田市自立支援協議会	市民 事業所	障がい福祉サービスの質の向上と量を確保する	年2回	障がい福祉施策に対して、利用者のニーズを把握し、課題を抽出し、検討・改善を行う	相談
市42		各種手帳、受給者証の交付	市民	障がいのある方の自立と社会参加を促進する	随時	障害者手帳（身体、療育、精神）の発行、各種障がい福祉サービス受給者証の交付	相談
市43		ひとり親家庭支援	市民	医療費の助成や児童扶養手当の支給により、経済的な負担や不安を軽減する	随時	ひとり親家庭等医療費受給者証の交付、児童扶養手当の支給	相談
市44		生活保護事業	市民	生活保護世帯の経済的、社会的な自立を目指す	随時	生活困窮者への生活保護法による支援	相談
市45		生活困窮者支援	市民	生活困窮者等の相談支援を行い、経済的な自立を目指す	随時	相談支援及び就労支援等	相談
市46		女性相談支援	市民	相談により安心感や満足感、適切な支援につなげる	随時	女性相談支援員による相談支援	相談
市47		ひきこもり当事者及びその家族支援	市民	ひきこもり当事者とその家族の社会とのつながりの早期に回復する 当事者やその家族だけではなく、一人一人が関心を持ち、ひきこもり状態を正しく理解し、市民、関係機関、行政が連携し取り組む支援を目指す	随時	ひきこもり当事者及びその家族への相談支援、ひきこもり当事者の居場所の開設、セミナー等の開催	相談
市48		公営住宅入居者募集	住宅困窮者	生活困窮者及び低所得者への住宅を提供する	随時募集	入居準備が整い次第、入居者募集を実施	その他
市49	新発田市 健康推進課	市民全体への啓発	市民	こころの不調のサインを理解し、対処できる市民を増やす 相談窓口の認知度を上げる 相談することへの心理的ハードルを下げる	通年	広報やチラシ、関係団体等と連携した活動	啓発
市50		地域介入実態調査	モデル地区住民	地域住民の自主的な見守り体制や地域で支えあう意識を引き出す 関係機関等へのつなぎや相談へつなげる	1地区	地域のキーパーソン達に対する自殺実態の情報提供と地域把握の聞き取り調査 地域実態分析と結果報告会の実施	啓発
市51		ゲートキーパー研修	市民、相談員、市職員	自殺対策の基本的な考えを理解し、ゲートキーパーの初歩的な役割を理解して対応できる人材を育成する 相談支援に関わる専門職等の資質を向上させる	年1～2回	市民向けゲートキーパー研修 自殺危機対応スキルアップ研修 職員初歩研修	相談

【総合的な取組一覧】

No	団体名	事業・活動名	目的		R6～8年度活動計画		重点
			ターゲット	ねらい	回数	実施内容	
市52	新発田市健康推進課	相談会事業	悩みや相談がある市民	相談しやすい体制を整備する 相談への心理的ハードルを下げる	年48回 年2回 随時	臨床心理士による「こころの健康相談会」 多職種によるワンストップ相談「くらしとこころの相談会」 地区総合健康相談会	相談
市53		若者危機対応チーム	児童生徒及び家族	本人や家族を支えるチームや仕組みを作り、義務教育修了後も支援が継続される 若者支援のネットワークが広がる	年12回	長期欠席者やハイリスク者の情報共有・支援の方向性を検討、個別支援の調整	相談
市54		ハイリスク者支援事業（臨床心理士）	生きづらさを抱える方やその家族	相談会事業に該当しない、悩みを抱えた人への相談の機会を確保する 支援者に対する心理専門職の支援を提供する	年48回 随時 随時	継続的な心理士の支援、関係機関とのケースカンファレンス等 関連事業のコンサルテーション等 相談事業担当者との情報共有等	相談
市55		高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施	高齢者	高齢者のフレイル予防や疾病予防につなげる	通年	保健師や栄養士等の訪問による支援。必要時、関係機関と連携	相談
市56		要支援者支援（保健師等による個別支援）	メンタルヘルスに問題を抱える方とその家族	要支援者の医療継続や安定した日常生活の継続につなげる	通年	関係機関と連携した訪問や電話等による支援	相談
市57		自殺対策庁内検討会	庁内検討委員所属課	庁内関係課が連携して自殺対策に関する取組を推進する	年3回	自殺対策に関する情報共有、事業の検討・実施	相談

## 関係資料

- ・ 新発田市民のきずなを深め「いのち」を守る条例 . . . . . 35
- ・ 新発田市自殺対策会議設置要綱 . . . . . 37
- ・ 新発田市自殺対策会議委員名簿 . . . . . 39
- ・ 新発田市自殺対策庁内検討委員名簿 . . . . . 40
- ・ 新発田市自殺対策行動計画（第三次）策定ワーキングメンバー名簿 . . 41
- ・ 国の自殺対策の経緯 . . . . . 42
- ・ 新発田市民のきずなを深め「いのち」を守る行動計画（第三次）  
策定までの経過 . . 43

## 新発田市民のきずなを深め「いのち」を守る条例

このまちに住む市民一人一人が、心身ともに健康で、家庭や地域で温かなきずなを感じながら笑顔があふれる日々を過ごすことが私たちの願いです。

しかし、近年、国内で自殺による死亡者が多く発生し、新発田市においても、尊い命が自殺により失われる事態となっています。

このため、一人一人がきずなを深め「いのち」の大切さを認め合い、市民みんなで支え合う新発田市をつくり上げていくため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、新発田市（以下「市」という。）の自殺対策を総合的に推進し、自殺の防止を図り、もって市民が共に支え合う地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 自殺対策は、自殺が個人的な問題のみではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的な観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じ効果的な施策として実施されなければならない。

4 自殺対策は、市民が地域で支え合う地域福祉の増進という観点を踏まえ、地域の実態に則したきめ細かな施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、市、国、新潟県、医療機関、事業主、学校、自殺の防止等に関する活動を行う民間団体、市民等の相互の密接な連携の下に実施されなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、国、新潟県及び関係機関と協力しつつ、自殺に関する現状を把握し、自殺対策を推進しなければならない。

2 市は、次条及び第5条に規定する事業主及び市民の自殺防止等に関する取組を支援するものとする。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るために適切な措置を講ずるなど自殺防止に向けた取組を行うように努めるも

のとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、自殺対策について関心と理解を深めるとともに、一人一人が自殺防止に向けた取組を行うように努めるものとする。

(名誉及び生活の平穩への配慮)

第6条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにこれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(財政上の措置等)

第7条 市は、この条例の目的を達成するために、必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(基本的施策)

第8条 市は、次に掲げる自殺対策に関する施策を講ずるものとする。

- (1) 自殺対策に関する調査研究の推進
- (2) 自殺対策に関する市民の理解の増進
- (3) 自殺対策に関する人材の確保等
- (4) 心の健康づくりの相談体制の整備
- (5) 医療提供体制の整備
- (6) 自殺発生回避のための社会的取組の推進
- (7) 自殺未遂者、自殺者の親族などに対する支援
- (8) 自殺対策に関する活動を行う民間団体の当該活動に対する支援

2 市は、前項各号に掲げる施策を実施するため、自殺対策行動計画を策定するものとする。

(自殺対策会議の設置)

第9条 市は、総合的な自殺対策を推進するため、市民、関係機関等で構成する自殺対策会議を設置するものとする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 新発田市自殺対策会議設置要綱

### (設置)

第1条 新発田市民のきずなを深め「いのち」を守る条例に基づき、総合的な自殺対策を推進するため、市民、関係団体、行政機関等で構成する新発田市自殺対策会議（以下「自殺対策会議」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 自殺対策会議は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市自殺対策行動計画に関すること
- (2) 自殺対策に係る関係機関等の情報交換に関すること
- (3) 自殺対策に関する連絡調整に関すること
- (4) 自殺対策事業に関する調査、研究及び情報収集に関すること
- (5) その他自殺対策の推進に必要な事項に関すること

### (組織)

第3条 自殺対策会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる関係団体、行政機関等から市長が委嘱する。

- (1) 地域関係団体等
- (2) 保健医療・福祉関係機関
- (3) 大学・教育関係
- (4) 労働関係機関
- (5) 法律関係機関
- (6) 行政関係機関
- (7) その他市長が必要と認めるもの

### (会長)

第4条 自殺対策会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、自殺対策会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会議の開催)

第6条 自殺対策会議は会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を自殺対策会議に参加させ、意見を求め、又は資料の提出を求めることができる。

3 委員は、本会議で知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。

### (検討部会)

第7条 自殺対策会議は、第2条各号に係る専門の事項に関する処理をするため必要があるときは、検討部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する自殺対策会議委員および外部委員をもって組織する。

3 外部委員は、当該専門の事項に関し学識経験を有する者などのうちから、会長が指

名する。

(事務局)

第8条 自殺対策会議の運営にあたり、必要となる庶務関係および連絡調整については、健康推進課に事務局を置き、処理するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、自殺対策会議の運営に関し、必要な項は、会長が定めるものとする。

附 則

この要綱は平成23年6月29日から施行する。

この要綱は平成25年4月 1日から施行する。

この要綱は平成26年4月 1日から施行する。

この要綱は令和 4年8月 1日から施行する。

## 新発田市自殺対策会議委員名簿

任期:令和5年4月1日～令和7年3月31日(敬称略)

区 分	団体等名	氏 名	備 考
(1) 地域関係団体等	新潟いのちの電話後援会下越支部	篠 田 昇	会 長
	新発田商工会議所	加 藤 康 弘	
	新発田市自治会連合会	宮 下 正 一	
	新発田市保健自治会	中 村 明	
	新発田市民生委員児童委員連合会	畑 田 洋 一	
	新発田人権擁護委員協議会	田 野 賢 司	
(2) 保健医療・福祉関係機関	新発田北蒲原医師会	有 田 正 知	
	新発田市社会福祉協議会	白 田 久 由 山 口 恵 子	副会長 (R5.6.14迄) (R5.6.15～)
	下越薬剤師会	桂 重 之	
(3) 大学・教育機関	敬和学園大学	下田尾 治 郎	
	新発田市中学校長会	田 原 成 久	
(4) 労働関係機関	新発田労働基準監督署	井 越 康 夫	
	新発田公共職業安定所	伊 東 雅 之	
(5) 法律関係機関	新潟県弁護士会	吉 村 一 洋	
(6) 行政関係機関	新発田保健所	伊 藤 千 恵 子	
	新発田警察署生活安全課	高 橋 俊 充	
	新発田地域広域事務組合消防本部	小 林 淳 一	
(7) その他市長が必要と認めるもの	株式会社 エフエムしばた	西 村 純 子	

## 新発田市自殺対策会議歴代会長名簿

(敬称略)

団体名	会長氏名	在任期間
新潟いのちの電話後援会下越支部	篠 田 昇	平成24年8月1日～ 平成27年3月31日
新潟いのちの電話後援会下越支部	高 澤 大 介	平成27年4月1日～ 平成29年3月31日
新潟いのちの電話後援会下越支部	神 田 敬 一	平成29年4月1日～ 令和4年12月26日
新潟いのちの電話後援会下越支部	篠 田 昇	令和5年4月1日～

新発田市自殺対策庁内検討委員名簿（令和5年度）

課名	職名	氏名
人事課	係長	佐久間 悠子
みらい創造課	U・J・I ターン支援専門官	澁谷 ゆかり
人権啓発課	課長補佐	内田 恭子
収納課	課長補佐	倉嶋 貴史
市民生活課	課長補佐	大森 裕子
市民まちづくり支援課	課長補佐	竹前 陽子
高齢福祉課	課長補佐	本間 陽子
こども課	課長補佐	佐久間 与一
新発田駅前複合施設	施設長補佐	齋藤 優夫
商工振興課	産業振興専門官	伊藤 一元
学校教育課	課長補佐	今野 由紀子

事務局

課名	職名	氏名
健康推進課	課長	佐藤 英樹
	参事	清野 直美
	副参事	坂井 才子
	主任	伊藤 晴恵
	主任	瀬賀 和也
社会福祉課	課長	榎本 道夫
	課長補佐	小泉 豊明
	係長	前田 奈美

## 新発田市自殺対策行動計画（第三次）策定ワーキングメンバー名簿

（敬称略）

所 属	職 名	氏 名	備 考
新潟いのちの電話後援会下越支部	推進委員	若 月 友 里	
新発田市民生委員児童委員連合会	副会長	畑 田 洋 一	民生委員児童委員
新発田北蒲原医師会	医師 (精神科)	有 田 正 知	
新発田市社会福祉協議会	課長補佐	田 村 涼 子	青壮年事業担当
新発田地域広域事務組合消防本部	係 長	今 井 太 一	救急隊員
新発田保健所	主 査	江 川 亮	精神保健担当
下越若者サポートステーション	相談員	鈴 木 裕 子	
新発田市障がい者基幹相談支援センター	相談員	本 間 良	
新発田中央地域包括支援センター	相談員	桐 生 富佐子	主任介護支援専門 員
市こども課（川東保育園）	園 長	澁 谷 泉	保育士
市こども課	主 任	渡 辺 英 子	母子保健担当
市立第一中学校	養護教諭	大 崎 加代子	養護教諭
市教育委員会学校教育課	主 任	江 端 三知子	スクールソーシャル ワーカー
市社会福祉課	係 長	前 田 奈 美	経済困窮・ひきこ もり支援担当
市健康推進課	係 長	飯 田 雅 代	地域保健担当

### 【参集目的】

市の実情に合った行動計画を策定するために、各ライフステージにおけるハイリスクと考えられる人の現状を話し合い、必要な支援を検討する。

\*ハイリスクとは、妊産婦、子育て、障がい者、生活困窮など、生活するうえで何らかの困難さやメンタル不全に陥りやすいと考えられる状況にある人

## 国の自殺対策の経緯

平成8年	WHO「自殺予防のためのガイドライン」公表
平成12年3月	「健康日本21」の中で自殺予防に取り組む
平成17年7月	参議院厚生労働委員会「自殺に関する総合対策の緊急かつ効果的な推進を求める決議」 ・自殺が個人の問題から個人を取り巻く社会の問題として認識
平成18年10月	「自殺対策基本法」施行
平成19年4月	内閣府自殺対策推進室設置
平成19年6月	「自殺総合対策大綱」閣議決定
平成20年10月	「自殺総合対策大綱」一部改正（自殺対策等加速化プラン決定）
平成21年5月	平成22年度「地域自殺対策緊急強化基金」造設決定
平成21年11月	自殺対策緊急戦略チーム「自殺対策100日プラン」を提言
平成22年2月	「いのちを守る自殺対策緊急プラン」決定
平成24年8月	「第2次自殺総合対策大綱」閣議決定
平成28年4月	改正自殺対策基本法施行 厚生労働省「自殺対策推進室」設置、「地域自殺対策強化交付金」当初予算に計上
平成29年7月	「第3次自殺対策大綱」閣議決定 ・生きることの包括的支援として推進
平成31年3月 ～令和4年3月	「自殺総合対策の推進に関する有識者会議」（全9回） ・若者対策、新型コロナウイルス感染症の感染拡大下における対策の強化、新大綱等について意見交換及び検討
令和4年10月	「第4次自殺総合対策大綱」閣議決定 ・子ども・若者対策の推進、女性に対する支援の強化など

新発田市民のきずなを深め「いのち」を守る行動計画(第三次)策定までの経過

期 日	実施事項	内 容	参加 人数
令和5年 5月23日(火)	第1回自殺対策会議	自殺対策行動計画(第二次)の 状況、自殺対策行動計画(第三 次)策定ワーキングについて	17名
7月23日(水)	第1回自殺対策行動計画 (第三次)策定ワーキング	メンタルヘルスに不調を抱え る市民の現状に係る意見交換	14名
8月14日(月)	第1回自殺対策庁内検討 会(書面審議)	自殺の危険性が高まりそうな 人、社会資源、支援の際に抱え る課題等検討	11名
8月23日(水)	第2回自殺対策行動計画 (第三次)策定ワーキング	第1回ワーキングのまとめから 今後の自殺対策について意見 交換	14名
9月5日(水)	第2回自殺対策会議及び 第2回自殺対策庁内検討 会	自殺対策行動計画(第三次)策 定ワーキングの概要、自殺対策 行動計画(第三次)の方向性に ついて	26名
10月6日(金)	第3回自殺対策庁内検討 会	自殺対策行動計画(第三次)重 点事項関連事業について	15名
10月17日(火)	第3回自殺対策会議	自殺対策行動計画(第三次)概 要(素案)について	14名
12月8日(金)	第4回自殺対策会議及び 第4回自殺対策庁内検討 会(書面審議)	自殺対策行動計画(第三次)(素 案)について	42名
12月25日(月) ～ 令和6年 1月23日(火)	パブリックコメント	市民意見の募集	
2月8日(木)	第5回自殺対策会議及び 第5回自殺対策庁内検討 会	自殺対策行動計画(第三 次)(案)について	20名



新発田市民のきずなを深め「いのち」を守る  
行動計画(第三次)

新発田市健康推進課・社会福祉課

〒957-8686

新潟県新発田市中央町3丁目3番3号

電話 0254-22-3030